

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録 (16.1定)			
日 時	平成16年3月17日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 6時03分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、秋山副委員長、山田・横田・上野・菊地・小前・佐々木(勝) 各委員		
説 明 員	教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、横田委員、佐々木勝利委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「組織機構の見直しに伴う執務室の移動等について」

(総務)総務課長

それでは、お手元に配布させていただいております組織機構の見直しに伴う執務室の移動等についてという資料に基づきまして、この4月1日付けで行う予定であります組織機構の見直しに伴います各部局の執務室の移動の主なものについて、報告申し上げます。

まず最初に、資料の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、資料の右手の企画政策室と表示のあるところでございますが、ここは現在、図面の上の方が財政部財政課、下の方が財政部契約管財課が使用いたしております。機構改革により、新しく総務部企画政策室を設け、現在、企画部で行っております業務のうち、市の政策の企画調整のほか、総合計画や広域行政の推進を担当することとなっております。

次に、その下の本館2階でございますが、広報広聴課でございます。ここは現在も企画部の広報広聴担当が使用いたしております。実質的には場所の変更はございませんが、その所属が企画部から総務部に変更となり、一つの課となります。

なお、現在、企画部企画調整担当が担当しておりますホームページ関係の業務につきましては、今後、この広報広聴課が担当することとなっております。

同じく本館右手、2階の右手にあります(総)統計係と表示のあるところでございますけれども、ここは現在、監査委員事務局が使用いたしております。ここに、現在の企画部企画調整担当のうちの統計担当が総務部の所管に変更され、総務課統計係として入ることとなっております。これらにより、本館の2階、3階は総務部が使用することとなります。

次に、その下の本館の1階でございますが、ここは名称の変更となります。まず、左手の子育て支援課は現在の児童家庭課、高齢福祉医療課は現在の高齢福祉課、右手に参りまして、地域福祉課は現在の社会福祉課であります。

次に、2ページ目の別館について、ごらんいただきたいと思います。

まず、上の方ですが、5階は現在の土木部と建築都市部が統合されまして、新たに建設部という一つの部のフロアとなります。

上段の方から主な変更点を申し上げますと、まず宅地課につきましては、急傾斜地やがけ地対策関連業務等を一元化して、新たに設けるものでありますし、庶務課は、主に現在の土木部管理課の部屋を使い、部全体の庶務を担当することとしております。

なお、現在の公園課の業務につきましては、庶務課、維持課、建設課にそれぞれ分けて対応をいたしてまいりますが、特に現場の維持業務につきましては、新しく設置される維持課の中で対応することとしており、執務場所につきましては、主に現在の土木部土木事業所の施設内を予定いたしております。

また、下段の建築住宅課でございますけれども、現在の建築課と住宅課を統合するものでありまして、執務場所としては大きな移動はございません。

中央部には、まちづくり推進課を配置し、まちづくりの総合的な企画調整機能と事業推進機能の全庁的な強化を図ることとしており、右手の都市計画課とあわせて、まちづくり推進室といたします。

別館4階でございますけれども、下段の監査委員室、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、ここが新しいところでありまして、ここは現在の企画部が使用しているところで、監査委員室及び監査委員事務局につきましては本館の2階から、また、選挙管理委員会につきましては別館の2階から、それぞれ移ることとなっております。ほかのところにつきましては、変更はございません。

別館の3階は変更なく、次に2階でございますけれども、上段の財政課のところは、現在、財政部審査室が使用いたしております。また、下段の契約管財課は、現在の選挙管理委員会に移った後に入るものでありまして、現在の審査室の業務も担当してまいります。

なお、その契約管財課の右隣に財政部長室を配置いたしますが、その他のところにつきましては変更はございません。このことにより、財政部は別館2階に集約されることとなります。

別館1階と地階につきましては変更はございません。

次に、3ページをごらんいただきたいと思いますが、元の東山中学校の校舎を使用いたしております教育委員会関係でございますけれども、この庁舎内に新たに子ども発達支援センターが入りますので、教育委員会は主に2階、3階を使用することとなります。

まず、3階の上段、左の教育委員室、下段の作業班室、これらにつきましては、それぞれ元の図書室等を活用するものでございます。

次、2階でございますけれども、現在の学校教育部と社会教育部を統合し、新たに教育部として、1階からの移動を含め、1フロアに集約されることとなります。

なお、現在の学校教育部の総務課、学務課、施設課を再編いたしまして、学校教育課と総務管理課にし、また、社会教育部の社会教育課を生涯学習課に、社会体育課を生涯スポーツ課に、それぞれ名称の変更をいたします。

1階につきましては、先ほど申し上げましたが、福祉部の所管となります子ども発達支援センターが入ることとなっておりますが、業務の開始は7月を予定しております。

以上がお配りした資料に関するものでございますけれども、このほか、現在の市民部の業務を整理いたしまして、青少年女性室の業務のうち、青少年担当の業務を、新たに設置する青少年課で行うこととしまして、現在の勤労青少年ホーム内に執務場所を置くこととしております。このことにより、現在の青少年センターに余裕ができますので、今後は女性団体等も利用できるスペースとして活用してまいりたいと考えております。

また、美術館等が入っております分庁舎でございますが、1階に入っております現在の建築都市部市街地活性化対策室が今月末をもって廃止となる予定でありますので、その後につきましては、当面、美術館の収蔵庫として使用してまいりたいと考えております。

以上が主な執務室の移動等でありまして、実際の移動作業は、4月に入りましてから行う予定でありますので、各部すべてが落ちつくまでには、およそ10日間程度かかるものと考えてございます。

委員長

「小樽市新行政改革実施計画（第3次改訂）の策定について」

（総務）田中主幹

それでは、小樽市新行政改革実施計画（第3次改訂）を策定いたしましたので、その内容について報告申し上げます。

それでは、お手元の資料に沿って、説明申し上げたいと思います。まず、1ページ目をごらんいただきたいと思っております。

第1章として、平成9年度から平成12年度までの実施計画の実績及び平成13年度から平成15年度までの第2次改訂の経過並びに第3次改訂に至る状況などを記載しております。

次に、2ページ及び3ページでは、第2章として、第2次改訂の各項目の実施状況を一覧表で示しております。

次に、4ページから7ページまでの第2次改訂の見直し等についての部分でございますけれども、これは現在の実施項目ごとに、これまでの実施状況、見直し内容、平成16年度以降の取組などについて記載しております。

次に、8ページをごらんいただきたいと思えます。

第3章、平成16年度以降の実施計画の部分では、現状及び今後の対応について記載しております。改訂後の実施計画の実施期間は、財政健全化のための緊急対策取組期間であります平成16年度から平成18年度までの3年間いたしました。

1 平成16年度以降の実施項目についての部分では、改訂後の50の実施項目を列挙しております。なお、下線部分が改訂部分でございます。

ナンバー1では、「公用車管理体制の見直し」の文言を追加しております。

ナンバー2では、小中学校の余裕教室を「学校施設」と対象を広げております。

ナンバー3、市民と協働する事務事業の実施、ナンバー4、家庭系ごみの有料化、ナンバー7、交通災害共済事業の対象は新規項目でございます。ナンバー11では、連絡所の見直しを「廃止」に変更しております。

ナンバー12、子ども発達支援センターの設置は新規項目でございます。

ナンバー13では、「消防署出張所」を「消防署所」に、ナンバー14では、「小中学校」を「小学校」に、それぞれ変更しております。

ナンバー18、給与制度の見直しにつきましては、(1)(2)では、それぞれ削減率を上げております。(4)では削減率を記載しております。(3)及び(5)から(9)までは、これはいずれも新規項目でございます。

ナンバー21では、能力等級制度の検討を加えております。

ナンバー22では、研修制度、人事交流、職場交流などの項目を含めて、「人材育成等の充実」に変更いたしました。

ナンバー24、ITを活用した行政サービスの充実、ナンバー26、次世代育成支援行動計画の策定及び実施、ナンバー28、個人情報保護制度の充実・強化は新規項目でございます。

ナンバー30では、「受益者負担」の文言を加えております。

ナンバー34、政策的経費の見直し、ナンバー35、負担金・補助金の見直し、ナンバー38、施設の統合等の検討は新規項目でございます。

ナンバー39では、地方自治法の改正に伴い、管理運営の民間委託を「指定管理者制度導入」に変更いたします。

ナンバー40、施設カルテの作成及び活用、ナンバー42、一般廃棄物中間処理施設建設計画の推進が新規項目でございます。

なお、その他の20項目につきましては、一部文言の整理等をしたものもございませうけれども、引き続き実施項目とするものであります。

次に、11ページから25ページまでにつきましては、今、お話をいたしました50の実施項目について、推進項目の概要、実施に向けての手順及び実施年度などについて記載しております。

なお、実施計画にないものにつきましても、常に見直しを行い、改善に向けた取組を進めたいと考えております。

委員長

「時間外勤務実態調査について」

(総務)職員課長

時間外勤務実態調査について、その概要を報告いたします。

お手元に2枚、資料がございますけれども、時間外勤務につきましては、さきの市民団体のアンケートや、さきの議会での委員会審議の中で指摘された部分を、各課管理職を対象に実態調査を実施しております。

内容についてですが、131課を調査した結果、時間外命令をかけて残っている職員が約20パーセントほどおり、

管理職の確認行為につきましても、必ずしている者が9パーセントになっています。また、確認しない者の約50パーセント強が残務整理、自己研さんでございまして、また、業務と認識しているものが16件ほどございまして、この部分につきましても、該当課と実態をさらに詰める必要があります。ノー残業デーにつきましても、実施率約30パーセントで、時期的に実施できない部分が多くなっております。今後の服務的対応につきましても、管理職の現場管理を徹底するとともに、現場でのコミュニケーションを図り、時間外勤務の事前命令及び予算の適正執行などに努めてまいりたいと考えております。

また、今後の対策としては、勤務時間内執務の徹底を図り、業務以外は、早期退庁をすることを徹底し、毎週水曜日のノー残業デーにつきましても、徹底してまいりたいと考えております。特にノー残業デーにつきましても、職員の健康管理を含めた職員の管理ということで、その適正化に努めていきたいと考えております。これらにつきましては、部長会議、庶務担当課長会議の中で報告をし、適正化に努めるようにしたいと考えております。

委員長

「総合計画第3次実施計画について」

(企画) 福井主幹

このたび小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」の第3次実施計画を策定いたしましたので、その概要を報告いたします。お手元の資料をごらんください。

まず1ページ、「第1章 計画の考え方」「1 計画策定の趣旨」でございますけれども、本市の財政状況は、長らく景気の低迷により、市税収入の落ち込みや地方交付税の減少等、今や財政再建団体転落の一步手前の危機的状況であります。このような厳しい状況を背景に、この第3次実施計画は、限られた財源を効率的に運用しながら、第2次実施計画に引き続き、小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」の基本計画に示した重要施策の具体的な進め方や主な事業の実施年度と予算規模を、施策事業ごとに明らかにし、人口の定住促進、少子高齢化対策、経済の活性化などの諸課題を解決し、市民が夢と希望、豊かさの実感できる魅力ある活力あふれるまちづくりを目指すことを目的として策定したものであります。計画の期間は、平成16年度から平成18年度までの3か年としております。

2ページですが、「3 計画の基本的事項」「(1) 対象とする事業」。第2次実施計画同様、基本的に市が実施主体となって行うものとし、国や道、民間等の事業については、市負担の伴うものを取り上げました。「(2) 計画の組み立て」、「(3) 事業費の表し方」については、第1次実施計画と同様であります。

3ページ、「4 計画の推進にあたって」「(1) 3年間に実施する主な事業」。本計画の事業費は348億8,770万円であり、第2次実施計画時の63.3パーセントとなり、現在の厳しい財政状況を示すものとなりました。施策の大綱の五つのプランごとの3年間に実施する主な事業は、3ページ、4ページに記載されているとおりでございます。

4ページの「(2) 検討を必要とする主な施策・事業の取り扱いについて」。市立小樽病院の統廃合、重要文化財旧手宮鉄道施設修復事業など、今後、検討を必要とする事業の取り扱いにつきましては、本計画実施期間内に計画の具体化が図られた場合、事業の計画的な推進に努めていきます。また、近年の地方自治体を取り巻く環境の急速な変化の下、本実施計画期間中に、今後、新たに必要となる事業が生じた場合は、その緊急性や事業効果を勘案し、弾力的に対応していくこととしています。

5ページですが、「第2章 実施計画事業総括表」、「1. 重点・創造プログラム集計表」、「2. 施策の大綱集計表」からとなっております。それぞれ3か年の事業費の合計額と財源額を掲載しております。なお、「1. 重点・創造プログラム」につきましては、「2. 施策の大綱集計表」から関係事業費を改訂したものでございます。

それから、6ページから16ページの重点・創造プログラムと、17ページから70ページの施策の大綱についてであります。それぞれ施策の体系に沿って、事業名、事業概要、事業費、実施年度を掲載しております。なお、各事業の内容説明につきましては省略させていただきます。

委員長

「第4次構造改革特区の申請について」

「石狩開発株式会社破たん後の開発者負担にかかわる協議経過について」

「ウイングベイ小樽の動向について」

(企画) 迫主幹

まず初めに、第4次構造改革特区の申請について、報告させていただきたいと思います。

国では、平成19年3月31日を期限とし、地域を限定して規制を緩和する構造改革特別区域の設定により、地域の活性化を図ることとしておりますが、本年1月に第4次認定申請の受付があり、本市から2件の特区計画を申請いたしましたので、その概要と見通しについて報告させていただきます。

1件は、福祉のまちづくり推進特区で、障害児施設では給食の外部委託は認められていないことから、特区の認定によって、一定の条件下で調理業務の外部委託が可能となるよう申請を行ったものであります。調理業務の外部委託によって生ずる経費の差額を、市職員の増員などに充てることによって、福祉サービスの質的向上を図ろうとするものであり、北海道済生会西小樽病院が規制の特例措置の適用を求めているものであります。本件につきましては昨日、3月16日に認定の内示があり、24日に認定されることとなっております。

もう一件はビジネス人材育成特区で、現行法令では夜間通学して教育を受ける場合には、留学の在留資格を受けることは認められていないことから、夜間大学院では留学生を受け入れることが難しく、特区の申請によって夜間大学院で留学生の受入れが可能となるよう、規制の緩和を求めたものであります。

この4月に、小樽商科大学が夜間に開講する専門職大学院、ビジネススクールでございますけれども、これを設置することから、特区の申請によって大学院での留学生の受入れを可能とし、人材育成を通じて本市の活性化や国際化を図ろうとするものであります。これにつきましては内閣官房構造改革特区推進室と協議した際、大学院の活動の相当部分が、札幌市でのサテライトキャンパスで実施されることから、小樽市だけを計画区域とした今回の設定につきまして、さらに検討を進める必要があるとされたものであります。したがって、今後、札幌市を加えた新たな区域設定を検討するため、今回の申請を一度取り下げ、5月に予定をされております第5次認定申請時に計画認定を目指すこととしております。

続きまして、石狩開発株式会社破たん後の開発者負担にかかわる協議経過について、報告いたします。

平成15年7月24日に、認可決定が確定いたしました石狩開発株式会社の民事再生計画では、業者の過度の負担を解消するという観点から、業者が基盤整備事業にかかわる負担を行ってきました開発者負担に関する協定の廃止を求めているため、今後の負担の在り方につきまして、今日まで北海道と協議を行ってまいりましたので、その協議結果について報告いたします。

石狩湾新港地域におきまして、小樽市にかかわる基盤整備事業といたしましては、水道事業と石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業とがあり、これまで水道事業では収支の不足額を、水道用水供給事業では、石狩西部広域水道企業団への出資金と負担金相当額を開発者負担として、同社が負担を行ってきたものであります。これらの負担の在り方につきまして、北海道と協議を行いました結果、水道事業の収支不足額につきましては、今後、事業者である小樽市が負担することとし、平成15年度の当該企業団への出資金と負担金につきましては、全額北海道が負担することとなったものであります。

平成16年度以降につきましては、平成16年度が石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業の再評価の年に当たっていることから、これを機に、現在、日量6,000トンとなっている将来給水量を、使用水量の実績や土地利用計画などを勘案しながら推計を行うとともに、抜本的な見直しを含め検討を行うこととし、これら検討結果を踏まえ、今後の負担の在り方を、北海道と協議していくこととしております。

続きまして、ウイングベイ小樽の動向につきまして、報告いたします。

まず、築港駅周辺地区の中高層住宅地区での民間分譲マンションの建設について、報告させていただきます。

この地区は2.3ヘクタールありまして、平成11年に小樽ベイシティ開発、OBCが当該地区の札幌寄りの地区約0.6ヘクタールに賃貸マンション200戸を建設し、その隣接地には北海道が道営住宅を200戸程度建設することとしており、今道議会で予算案の可決を得て、OBCから当該用地約0.9ヘクタールを取得することとなっております。今回、分譲マンションの建設を予定しているのは札幌の企業で、ウイングベイ小樽側の約0.8ヘクタールをOBCから取得し、200戸程度を建設することとなっております。着工は今年の夏とっており、今後、道営住宅と合わせますと、およそ400戸の住宅が新たに建設されることとなります。将来的には、当該地区に約600戸の住宅街が形成されることとなり、定住人口の確保や施設の売上げに寄与するものと期待をしております。

次に、小樽ヒルトン株式会社の民事再生計画について報告申し上げます。

同社は、株式会社マイカル破たんの影響もあり、50億円を超える債務超過が発生し、平成15年1月16日に札幌地方裁判所に民事再生開始の申立てを行い、即日開始決定を受けたもので、同社は民事再生計画に基づき、現在、経営再建に取り組んでいるものであります。昨年3月には、日本政策投資銀行をはじめとする担保権者が株式会社ポスフルに対し、債権譲渡を行ったことなどから、当初4月となっていた再生計画案の提出期限が12月に延長されていたところでありまして。その後、民事再生法に基づき、札幌地方裁判所が提出された再生計画案を債権者の決議に付したところ、法定要件を満たす賛成があったことから、本年3月3日に再生計画の認可が決定したところでありまして。

その内容につきましては、20億円の資本金は100パーセント減資とし、一般再生債権者に対しましては、債権額6億2,000万円の2.4パーセント、1億5,000万円を支払うこととし、テナント債権者に対しましては、営業継続を前提に、債権額の全額を支払うこととするものであります。また、唯一の担保権者である株式会社ポスフルに対しましては、毎年度の決算を踏まえ、具体的な弁済額を決定することで協議が調っているとっております。

認可決定後、2週間の即時抗告期間を経て認可決定が確定し、この計画は効力を有することになるということになってございます。

委員長

「全国都市再生モデル事業のこれまでの経過について」

(企画) 藤井主幹

全国都市再生モデル調査につきましては、昨年9月の第3回定例会総務常任委員会において、このモデル調査の目的や、当市の提案から策定に至る経緯・経過について報告申し上げましたが、その後の取組について報告いたします。

平成15年9月のモデル調査の選定を受けて、調査費は500万円と設定したことから、同年12月に、国、北海道開発局小樽開発建設部とモデル調査委託業務の契約を締結いたしました。このモデル調査事業の実施に当たり、企画部、建築都市部、港湾部など、庁内の関係部長と商店街振興組合や商工会議所、小樽フィルムコミッションなど、関係団体等からの推薦を受けた民間の方が委員となり、推進委員会を設置するとともに、この委員会の中にJR小樽駅周辺地区部会、中心商店街地区部会、小樽港周辺地区部会の三つを設け、それぞれの部会でモデル調査事業の在り方や進め方などについて検討し、平成16年2月6日から2月15日まで小樽雪あかりの路を開催いたしました。これに合わせて屋台村の開設や映画口ケセットの公開の社会実験と、それらを通して、市民や観光客にその活用策などについてのアンケート調査を行うことといたしました。

また、二つの社会実験やアンケート調査結果を検討しながら、協働のまちづくりを進める新たな取組の契機とする場として、まちづくり団体にかかわる人に加え、学生や公募で参加された一般市民などの参加により、本年2月28日にまちづくり懇談会を開催いたしました。

次に、社会実験の来場者数についてであります。屋台村においては、推計ではございますが、10日間で約1万3,

700人と、予想をはるかに超える来場者でにぎわい、また、映画ロケセット「天国の本屋～恋火」の公開においては、本年6月の公開前にもかかわらず、2,048人を数える来場者がありました。

今後のスケジュールについてであります。このモデル調査事業は国の受託事業でありますので、今月26日に、運営成果品として報告書等を提出することにしておりまして、現在、その成果品であります報告書の作成中でございます。

委員長

「札幌法務局小樽支局の移転計画について」

(企画)川堰主幹

札幌法務局小樽支局の移転計画について、報告いたします。

昨年6月、市は、札幌法務局から、現状の小樽支局の狭あいさや、平成7年の民事行政審議会の登記所の適正配置の答申と、平成8年の閣議決定による地方法務局の整理・統合などの合理化策により、小樽支局と余市出張所の統合が差し迫っている状況などから、小樽市内の新たな用地において、小樽支局の簡易化庁舎建設の相談を受けたところであります。これを受けて、数か所候補地としてあっせんいたしました。法務局の意向と合わず、合意に至りませんでした。その後、札幌法務局から、港湾施設用地であり、港湾合同庁舎の建替え候補地でもある旧日本農産工業跡地を小樽支局の簡易化庁舎建設候補地とする協議がありました。簡易化庁舎とは、現在、国が計画している港湾合同庁舎の建替えまでの間という考えであり、新合同庁舎建設時に法務支局が新庁舎に入居するとの考えであることから、庁内関係部と協議するとともに、港湾関連団体などに説明を行い、このたび市として札幌法務局小樽支局の簡易化庁舎の建設に合意するとの判断を下したものであります。

なお、この簡易化庁舎は、平成16年度中に建設を終え、現小樽支局の移転につきましては、平成17年3月までに終了する予定であります。

委員長

「蘭島出張所の支所制移行について」

「西部地区への救急自動車の配置について」

「小樽市消防音楽隊の休止について」

「本部編成時期の変更について」

(消防)総務課長

消防署蘭島出張所の支所制への移行、西部地区への救急自動車の配置、小樽市消防音楽隊の休止、本部編成時期の変更の4点について、報告申し上げます。

最初に、消防署蘭島出張所の支所制への移行についてであります。今の蘭島出張所を、平成16年4月1日から塩谷出張所に統合いたしまして、塩谷出張所蘭島支所とするものでございます。

蘭島支所制による人員配置につきましては、塩谷、蘭島両出張所の職員合わせて、現在の28名から24名体制とするものでございます。この両出張所の職員を塩谷出張所1か所に集中配置いたしますことにより、毎日の当番人員は、現在とほぼ同様に7名から8名確保できるものでございます。蘭島支所の職員につきましては、塩谷出張所から蘭島支所に、3名ないし4名を派遣するものでございます。また、蘭島の庁舎と車両は、現在のままの配置でございます。

次に、かねてから要望のございました西部地区への救急自動車の配置についてでございますが、当初の配置は17年度以降となる計画でございましたが、今年3月に普通救急車の寄贈がありますことから、時期を早めまして、16年度中に塩谷出張所に配置するものでございます。また、救急車の運用方法につきましては、消防車と救急車を、同じ職員が、火災や緊急の事案に応じまして、乗りかえながら運用するものでございます。なお、10月1日の運用開始を目的に、資機材、消毒室及び出動指令ソフトなどの必要な整備を進めていくものでございます。

次に、小樽市消防音楽隊の休止についてであります。財政健全化の視点から、消防本部におきましても、すべての事務事業の見直しについて慎重に検討いたしました結果、経費面等から、16年度から18年度までの3か年、休止することとしたものでございます。また、音楽隊員から要望のありました自主的な訓練やボランティア演奏会につきましては、実施することとしております。

最後に、本部編成時期の変更についてであります。平成15年6月10日から実施しております花園ポンプ車の本部員編成を、16年4月1日から、現在の1次出動から3次出動に編成時期を変更するものでございます。

変更の理由でございますが、花園ポンプ車にかわる繰上げ出動態勢が定着いたしましたこと、また、平成15年12月1日から、夜間・休日における編成後、2次出動から3次出動に変更したこととあわせ、平日における日中の本部編成につきましても3次出動に変更するものでございます。なお、本部員による花園ポンプ車の編成は、今後も継続していくものでございます。

委員長

「菁園中学校屋内運動場増改築事業の完了について」

(学教)施設課長

菁園中学校屋内運動場増改築事業の完了について、報告いたします。

平成13年度からの校舎等工事に引き続き行われておりました屋内運動場、体育館のことではありますが、この工事が平成15年5月27日に着工し、平成16年2月27日に完成となりました。この体育館の概要ではありますが、構造は鉄骨造一部鉄筋コンクリート造で、面積が1,237平方メートルであります。以前の体育館と比べますと、約400平方メートルほど広くなっております。施設面では、アリーナ、ステージ、控室、更衣室、器具庫及び教室を備えているほか、アリーナの一部スペースを利用してミーティングホールを設け、トイレはバリアフリー化を図り、ステージには電動スクリーンを設置するなど、多目的にも対応できる整備を行っております。

特徴的なこととして、この体育館は地形的なこと、校舎棟より高い場所にあることから、校舎棟の3階から渡り廊下でアリーナに出入りするようになっております。校舎4階からも体育教室へつながっており、アリーナを見渡せるようにしております。また、シックスクール対応として、化学物質を含まない資材を使用したり、換気扇を設置するなど、室内環境にも配慮いたしました。事業費は約4億円であります。

3月4日に学校に引渡しを行いました。受験を終えた3年生が、卒業までのわずかな期間ではありますが、新体育館を使用することができて、たいへん喜んで聞いております。また、15日には、卒業式を無事終えたとのことあります。

これからの事業ではありますが、平成16年度は、屋外教育環境整備事業としてグラウンドの整備を、今年の10月完成予定で考えております。なお、この整備事業をもって、一連の菁園中学校の事業が終了することになります。

委員長

「平成16年度放課後児童クラブの充実と受益者負担及び子どもの居場所づくり新プランについて」

(社教)社会教育課長

平成16年度放課後児童クラブの充実と受益者負担及び子どもの居場所づくり新プランについて、報告申し上げます。

放課後児童クラブの充実と受益者負担につきましては、行政改革を推進してきている中であって、検討課題として位置づけ、取り組んでまいりました。

まず、充実については、1点目は、待機児解消のため、クラブの増設と定員の見直しを図ることといたしました。2点目は、通常期の月曜から金曜までの開設時間を1時間延長し、放課後から午後6時までといたします。春、夏、冬の3期休み中も同様に1時間延長し、午前9時から午後5時までといたします。3点目は、新1年生の入会后、これまでは入学式を終えてからだったものを、4月1日から入会できることといたします。4点目は、児童が積極

的に外遊びができる環境をつくるために、今年度土曜日と夏休みから施行してまいります。

また、受益者負担につきましては、利用する児童が全体の17.4パーセントと隔たりがあること、道内10万都市及び全道の児童クラブの実態を踏まえたこと、本市が現在置かれている財政状況や、この事業は今後とも継続していくことが必要であることなどを総合的に検討し、1人1月4,000円の受益者負担をお願いするものであります。

なお、就学援助に該当する方の減免措置を設けるとともに、2人目の児童は50パーセント減免、3人目は100パーセント減免といたします。また、16年度は無料から有料となりますことから、経過措置として、すべて50パーセント減額した利用手数料を、平成16年9月1日からお願いをすることといたします。

最後に、15年4定でもご質問のありました子どもの居場所づくり新プラン、地域子ども教室についてですが、本市としては、この事業に積極的にかかわっていく予定であり、現在、道に対して申請の準備をしているところであります。今後、国の審査を受け、承認されますと、今年夏ごろから事業を開始できるように努力をしてみたいと考えております。

委員長

次に、本定例会に付託された各案件について、順次、説明願います。

「議案第30号について」

(総務)職員課長

議案第30号公益法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例案につきましては、平成12年に制定された公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づいて、市職員の派遣に備え、条例を整備するものであります。

公益法人等派遣法は、「従来、任命権者が休職、職務専念義務の免除などの制度の運用などにより行っていた公益法人等への派遣について、統一的なルールを設定し、職員の派遣の適正化、手続の透明化、派遣職員の身分取扱いの明確化」というように、地域における人材の有効活用を通じた行政と民間の適切な連携・協力による地方公共団体の諸施策の推進を図ることを目的としております。

本条例案第2条から第9条までは、在職派遣を規定してありまして、法において条例で定めるものとしている内容は、派遣できる団体、派遣職員との合意事項、派遣中断の辞任、派遣職員の給与支給及び勤務条件、復帰後の権衡調整、退職手当の期間計算上の取扱いなどであります。在職派遣につきましては、法で定める公益法人等で出資をしているか、もしくは相応の事由のある団体に一般職の派遣ができるということであり、職員の待遇などの派遣状況については、市長が別に定めるものと取り決めをすることになっております。原則的に派遣職員の給与は派遣先の団体が支給することとなっておりますが、団体において派遣職員が行う業務が市の委託業務であったり、市の業務を補完するようなものである場合については、給与の一部もしくは全部を市で支給できることとなっております。また、復帰後は、市に在職していたときと給与などが不利にならないように、調整できることとしております。

条例第10条から第20条までは退職派遣を規定してあります。在職派遣と同様の趣旨で株式会社及び有限会社に派遣する場合は、職員は退職して派遣され、採用という形で復帰することになります。市から給与を支給されることはありませんが、採用復帰後には、市に在職していたときと待遇面で不利にならないよう調整することについては、在職派遣の場合と同様であります。

派遣期間につきましては、いずれの場合も原則3年間となっておりますが、最長5年まで延長できるものとなっております。また、派遣先の団体名については規則で定めることとなっております。

委員長

「議案第35号及び第36号について」

(総務)職員課長

議案第35号小樽市議会議員、その他非常勤職員の公務災害補償費等に関する条例の一部を改正する条例案につき

ましては、平成15年10月1日、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴って、公務災害補償の請求審査の際に虚偽の報告などをした場合、その罰金額が10万円から20万円に改正になるため、国の条項を含め、所要の改正をするものであります。

議案第36号小樽市職員賞慰金支給条例の一部を改正する条例案につきましては、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行によって、地方公務員災害補償法が一部改正され、対象職員に地方独立行政法人の職員が加えられたため、所要の改正をするものであります。

委員長

「議案第49号について」

(社教)渡部主幹

議案第49号小樽市生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

教育委員会の内部組織の見直しに伴いまして、本年4月1日より、生涯学習プラザを社会教育課、新年度からは生涯学習課に名称変更になりますけれども、生涯学習課に統合し、教育委員会における生涯学習事業を統一し、よりいっそうの充実を図るためでございます。これに伴いまして、生涯学習プラザ条例の一部を改正するものでありまして、主な改正内容は、第4条の「プラザを管理するため管理者を置く」に改正するものでございます。

委員長

「議案第53号について」

菊地委員

小樽市非核港湾条例案の提案説明を簡単にいたします。

21世紀は核兵器のない世界へ大きな展望が開かれるという、そういう希望の持てる年になるはずでした。そのことを象徴的に印象づける出来事が二つあります。それは2000年4月、5月に開かれた核不拡散条約再検討会議では、核保有国による核兵器廃絶の明確な約束を明記した最終文書が採択されたこと、また、同年11月1日に開かれた第55回国連総会が、新アジェンダ連合が中心になって提案した核兵器廃絶決議を、賛成154、反対3、棄権8の圧倒的多数で採択したことなどです。

ところが、この核兵器廃絶の大きな期待を裏切ったのがアメリカのブッシュ大統領です。国連も国際法も無視して、一国覇権主義、単独行動主義に走り、イラク戦争を始めました。この3月20日はイラク戦争開始一周年を迎えました。3.20国際共同行動の集会在地球規模で行われます。フセイン政権がイラクからの撤退を言明しましたが、今やアメリカのイラク攻撃への世界的な支持は急激に落ち込んでいます。住民の平和な社会を望む声が、平和を実現することが武器ではなく信頼と対話だという、この平和な社会を望む声の大きさと核兵器廃絶の大きな声を背景に、この小樽港に核を積んだ疑いのある艦船の入港は認めない、その意志を示そうではありませんか。住民の安全と平和を守るといふこの行動が、地球から核兵器をなくする第一歩であることを皆さんに訴え、提案説明といたします。

委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、れいめいの会の順といたします。

共産党。

菊地委員

入湯税について

初めに、入湯税のことについてお聞きします。

今日の朝日新聞、道新などで記事が掲載されていますが、この道新の記事を読む限りでは、市の交渉姿勢の批判

が相次いだというふうになっていまして、ここに書かれているような批判をされるような事実があったのかどうかについてお聞きしたいと思います。

財政部長

去年から、私どもは関係者と会っていろいろ説明なり話はさせていただいていますけれども、今年に入りまして、2回やりましたけれども、その中で、私どもが現状で関係事業者の皆さんに話している内容と違うことが、今日の報道の中にはあるとらえております。

まず一つは、1回100円ということが既定事実のように、あたかも決まったかのごとく記載されているのですけれども、これは事実ではございません。昨年10月に、一度全事業者の皆さんにお話をさせていただいた時点では、確かにこの今の減免制度を見直して、それで1回100円、そして今年の4月1日から一律的にいきたいのだけれどもいかがでしょうかという話をさせていただきました。

ただ、その時点でいろいろな話が出ましたので、そういったご意見を踏まえて、それでは機会を見て、それぞれ要望もございましたから、資料などもそろえて、改めてまたお話をさせていただきますということになっておりまして、それで今年1月、2月にやりましたけれども、その時点で、私どもはこういうようなことは申しておりません。その新たな提案は、1回一挙に100円というのはやはりいろいろ無理があるからと、お話の中でありましたので、それで50円からスタートでいかがでしょうか、とりあえず50円でスタートをさせていただきたいと。そして、実施については、今年の10月1日からさせていただけないでしょうかと。これに対して皆さんのご意見をいただきたいというようなことでやらせていただいておりますから、こういったような1回100円ということ、これはもう現実的に今の話ではございません。

それからもう一点、今、話がありましたけれども、この報道の中で、他社は入湯税に納得していると言われたと、そういう市の交渉姿勢の批判が相次いだというのですけれども、これは今年2回やったのです。分けてやっているのです。1月は、日帰り専門のところですよ。2月は宿泊もやっているし、日帰りも、ほぼ宿泊主体のところというふうに分けてやっているのです。その1月にやった時点では、やはり現状では厳しいというご意見がたくさん出たのですけれども、ただ、その中に市の財政状況だとか、それからこういった話が仮に議会が承認されるということ、議会が通るということであれば、それは小樽市としての決定ということになるのでしょうかから、そういうものについてはその考えに従いますと。ただ、事業者によっては、個別にいろいろな導入するに当たっても課題もあるから、それらについてはいろいろやはり相談させてくださいというふうに向こうからも言われているところがあるので。ですから、そういう意味では、すべての事業者の方が賛成ということではなくて、中には私どもの考えに同意をしてくれた方もいらっしゃる、そういう意味でそういった話をしたのですけれども、それがどうも記事によれば、他社は入湯税に納得しているというか、あたかも全部そういうふうになってきているのだと我々が説明の中で言ったような形で記載されていると受け取らざるをえませんから、その辺は私どもの話と事実とは違う、こういうふうな今日のこの報道についてはとらえております。

菊地委員

違うと感じているということでは、このように新聞報道されたということについて、記者の前で言いづらいのですけれども、そういう抗議などはしたのでしょうか。

財政部長

これは、私どもも昨日こういう会があったということは全然承知していなかったわけなので、仮に我々もそこに招待されていれば、いろいろ話もさせていただいたのですけれども、そういうものもなかった。ただ、これは間違いとか何かというより、私どもが説明した事実とは違った形での表現がされているということを今申し上げたわけです。ですから、昨日の会議の中には、私どもは入っておりませんが、参加者の皆さんから、こういうようなとらえ方になるようなご意見が出たのかなと思っていますので、ですから、そういう部分での少し違いはあるけ

れども、中でそういう意見があったのではないかなとらえざるをえないという感覚を持っています。

菊地委員

中身の問題なのですが、これまでの入湯税というのは、どう処理されていたというか、用途で使われていたのかということについてお聞きしたいと思います。

(財政)市民税課長

入湯税の目的といいますか、使い方ということだと思いますけれども、入湯税というのは、ご指摘のとおり、目的税という形になっております。このことは地方税法第701条に「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興、観光施設の整備に要する費用に充てること」とされておりまして、小樽市におきましては鉱泉源の保護管理、消防施設、観光の振興に充てられております。

菊地委員

新聞報道で、単年度で9,000万円の増収を見込んでいるというふうに書かれているのですが、それは100円取った場合、50円取った場合でいろいろ変わってくるのではないかと思うのですが、この事実を説明していただけますか。

(財政)市民税課長

この新聞報道で9,000万円ということですが、これは宿泊施設も含めた形になると、ちょっと判断がつかないのですが、宿泊客あるいは日帰り客の方々が110万人ほど年間使用されております。そのうち17万人ほどの方が、宿泊客として150円課税されております。残る約90万人ほどの方が、先ほど言いました1,000円以下非課税という課税免除という規定がありますので、その部分に該当するということになりまして、単純に100円を掛けた場合は9,000万円という形で報道されたのではないかと理解しています。

菊地委員

100円になるか50円になるかというのはこれからの問題なのだと思いますけれども、どちらにしても、入湯税を、こういう形で今までかかっていなかったところにもかけて、その増収部分というのはどういうふうに使われようとしているのかについてお聞きします。

(財政)市民税課長

その増収部分ということですが、まず先ほど部長が答弁しています50円にしていきたいということで、仮定で答弁させていただきますと、だいたい年間通しまして5,000万円程度増収されると思いますし、今まで使用されております鉱泉源の保護管理、消防施設、観光の振興ということですが、目的税ですので、それからは逸脱することはできませんので、これらの使用されているものの中身を充実させていく。また、その中で新たな施策が展開されないかという研究はしていく必要があると思いますので、現時点ではどのようになっているかというのは何も決めておりません。

財政部長

補足させていただきますけれども、基本的には今申し上げたように、泉源管理だとかあるのですが、消防施設だとか、周辺の環境整備だとか、それから大枠での観光振興だとかということで、目的が規定されているわけなのですが、今は日帰りの人は別にしても、入湯税というのは年間2,500万円とかと、既存でも上がってきているのですが、それらについても鉱泉源の管理だとか開発のために充てたり、それからあるいはまた、朝里川温泉組合の補助金だとか、そういったような形で使わせていただいたり、あるいは消防車の購入にも充てているとかございます。ですから、まだ今後の問題になりますけれども、仮に増収ということになれば、そういった特定目的のところ、例えば観光関係の振興のためにさらに使えないかだとか、環境だとか、それから消防の関係でも、そういった今後の議論として、朝里の消防の施設のうんぬんとかということもこれからの課題としてありますから、そういったものの中にも使える可能性はあるわけでありまして、そういう意味では、特定財源を充てることが

どんどんできていけば、逆に言うと、一般財源をそちらの方に向けるような、減らすことができますから、そういう意味では、その一般財源を他の政策にも逆に減らしていくようなことということで、我々も非常に有用だと考えております。

菊地委員

つまり今まで一般財源となっていたところを特定財源をあてることによって、一般財源からの持ち出し分を少なくするというのをねらったという言葉が悪いかもしれないのですが、そういうことを目的として、今回、入湯税引上げということが出たということなのですね。

財政部長

結果としてそういうことにもなりえますから、そういう意味では、これからの行政運営にとっても非常に望ましい姿になるわけです。ですから、そこをねらってやったということではなくて、結果としてはそういうことにもなりますけれども、基本的には今申し上げましたように、観光振興、それから環境衛生等、それから消防だとかということが基本ですから、そのところに増収が見込めれば、充てていくとは基本的にはそういうことなのです。

菊地委員

いずれにしましても、要するに市民が払ったお金は、温泉を経営しているとか、そういう人のところに入るわけではなくて、そこを素通りして、市のところに入ってくるということで、その反対している理由というのが、半分でも自分たちのもうけになるのだったらまだしも、取るだけ取って、それを全部素通りして違うところに行ってしまうということでは、経営者の立場に立ったら、どうも納得できないと考えることもあるのかなと思って、今まで予算の説明、いろいろな審議した中でも、説明不足だとか徹底不足だとかということは事実として伝わってきたところもありますので、ぜひじゅうぶん審議を尽くしてやっていただきたいということを申し述べます。

財政部長

そういうとらえ方もあるのかもしれませんが、ただ、吸い上げたものを市役所が使うとかということ、もちろん使わせていただくのですけれども、関係事業者も12か13あります。ですから、我々が提案しているのは、今、例えば公衆浴場には道の補助とか、市も若干ですけれども助成があるのですけれども、事業者のところには逆に言うとなんも無いわけです。けれども、その事業者も何年に1回かは設備を補修しなければならないということもありますね。ですから、直接そういった入湯税を払われる方たちが、何かの協議会なりグループをつくって、そういったものに対して、支援ができないかとか、あるいはそういった事業者の方たちが独自にホームページを立ち上げて、自分たちの地域の観光振興のためにそういったものを活用できないのかというような提案を我々もさせていただいているわけです。ですから、皆さんから上げていただいたお金は皆さんのために、あるいはその地域のために還元させていただくと。

小樽の場合は、朝里川地域に集約している部分もありますけれども、日帰りではやはり市内の中にあるものもあるわけです。ですから、例えば札幌でいっても定山渓だとか、地域に集約しているところは、環境の整備だとかいろいろなことでも、一挙にその地域全体の振興を図ることができるのですけれども、なかなか小樽はまた少し違う点がございまして、ですから朝里地域に多く入っている方々に地域の振興のために何かできないのか、あるいは市内に点在しているところが幾つかありますから、そういう人たちのためには、今言ったようなホームページだとか、観光パンフレットをつくるだとか、そういうことがあれば、我々はいくらでも知恵をかしますから、どうぞ意見を出していただいて、我々もそれにこたえていきたいということを会議の都度申し上げておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

菊地委員

財政健全化計画について

財政の健全化計画のことでお聞きしたいのですけれども、来年度以降の推移、健全化計画が遅れていますけれど

も、これについては先日お話しされたところから少しは進歩しているのでしょうか。

(財政) 財政課長

やはり今のところ、はっきり言って変わっておりません。というのは、15年度の決算見込みと三位一体改革の動向をつかまないと、これからの一般財源収入を見込めないということで、それらを見据えて新しい健全化計画を行っていきたいと考えております。

菊地委員

経緯を見てというお話なのですが、今年度の三位一体にかかわっての国からのお金が非常に厳しいものになったという現実があるわけなのですが、小泉内閣の骨太方針の3番では、全体で4兆円を削っていくということを言っていますよね。この先3兆円削られていくということが予想されるのですが、国からの財源保障はいっそう困難になるのではないかと予想され、そういうふうを考えるのが常識ではないかと思うのです。そういう意味では、推移を見ながらこの健全化計画がうまくできていくかどうか非常に心配があるのですが、この国の動きを見ながらどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

(財政) 財政課長

確かに委員おっしゃるとおり、今の三位一体改革の中では補助金の削減と税源移譲。もともと税源移譲は補助金8割カットと言われてますし、交付税についても地方の歳出を徹底的に見直すのだということです。この方針については、そのとおりなされてしまうのだろうと思っております。

地方自治体としては、本来の三位一体の改革の目的は地方税財源の充実でございますから、地方分権に見合った姿になるように、これが春に始まってから、財政経済諮問会議の議論もありますので、市長会なども行動を起こすよう、これらに向けて地方自治体が一丸となって中央行動を行っていきたい、そういうふうには思っております。

菊地委員

そういうことは、一方でぜひやっていただきたいと思うのですが、なかなか大変ではないかと思うのです。それで、今度の予算案でも、市民への負担増ということではたいへん厳しいものが課せられているのですが、この先、この国からの税源移譲がこちらの希望するとおりにいかなかった場合、さらなる職員の給与の削減だとか、市民へのいっそうの負担増とか、そういうことがさらに続くのかどうなのか、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

財政部長

今、財政課長が答弁した内容と変わらないのですが、今のこの収入構造が、国の改革での厳しさももちろんありますけれども、小樽市の持っている税収構造が非常にぜい弱な部分があります。やはり歳出の面においては非常に低下してしまっている要素、義務的経費は伸びていく、それから公債費の償還関係については、16年、17年がピークなのですけれども、そういった固定されてしまったものが非常に多くて、結果的に今回もやはり収入の部分が足りなくて19億円と出ております。

ですから、こういった小樽市の基本的な財政構造もありますし、それから繰り返しになりますけれども、三位一体改革の改革工程、年度別にどうなってくるのかが明らかにされておりません。最近の報道でも、小泉総理がまた05年度1兆円をやるとかというようなこともありますけれども、一方では、交付税と臨時財政対策債といった措置がどうなってくるのかが、ある程度見えなければ、我々としても、今後の歳出の中でこういった見直しができるのか。今、お話の職員の給与削減とそれから市民への負担増というのがありましたけれども、まず収入の部分がある程度見据えて、それによって、どうしていくかということを考えていかなければならないので、16年度もそうですけれども、事業執行に当たっても、じゅうぶん慎重に考えて、その時点でやはり判断がいろいろ出てくるのではないかなと思います。

菊地委員

私はこの間ずっと予算の話とかを聞きながら、本当に市民にとっては大変な年になるというふうに思っていました。どこを削れるのだろう、もっと削れるところはないのかと、1年生議員としてずっと不安になりながら、どうしてこの石狩湾新港は削れないのかというのが非常に疑問なのです。小樽の港にもならないし、石狩湾新港の小樽の権利みたいなものを、ぼんとどこかに譲って、買い取ってくれるようなところはないでしょうか。ここから手を引くというのはできないのでしょうか。

財政部長

それでは財政サイドの考え方として答えさせていただきます。

これはどうしようもないというか、いわゆる負担金でありますから、義務的な経費でございます。これは、新港に限らず、これから広域のごみの負担金もますます増えることになっています。それで、共同管理という形で、北海道や石狩市も小樽市も入って、やっていることでございますから、その応分の負担として出しているということで、考え方としては義務的経費ですから、これをやめますというわけにはいかないだろうと思います。

ただ、我々も港湾部をお願いしているのは、財政サイドとしては、やはり事業費の中身というか、負担金の中身はどうなっているのかということの中で、一般的な管理費を含めて、事業費の中身だとかについては、管理組合の中で意見を言っていたいただいて、小樽市が非常に厳しい状況ですから、その辺を何とか工夫して、負担金もできるだけ軽減していただくように、港湾部を通じてお願いしております。

結果として、16年度予算はごらんになっておわかりだと思いますけれども、15年度もそれぞれが負担金2,000万円ほど軽減することができましたので、そういう形で努力をして、小樽市の軽減は16年度では大丈夫だというふうには思っております。

企画部長

石狩湾新港は三全総の中で国が決めて以降進めてきた事業で、その間、昭和53年に管理組合ができて、それを管理し、いろいろな経過がうまくいったと。もう一つは、やはり石狩湾新港の管理組合として運営をしていったと同時に、石狩湾新港地域の背後の開発といいますか、今、今回も何回か報告させてもらいましたけれども、石狩開発を基準とした土地の開発というものが、これは石狩湾新港地域の背後の開発も含めた、北海道全体の開発計画の中で進めてきた事業だということは間違いのないと思うのです。そういう意味では、小樽の位置づけというのは、既存港があって、なおかつ隣に新しい港ができることにより、小樽港の存在がどうなるか、こういった問題の対峙の中で議論をされるときに、石狩湾新港の位置づけというのがどうすべきなのかという議論がある。しかし、もう一方では、北海道開発といった中でどういう役目を持たせるのか。それで、物流としてはものすごく停滞をしてきている現状の中で、今、石狩湾新港をどのように整備をしていくかについては、先ほど財政部長が申し上げたように、我々としては現状を踏まえた中では、投資というものを踏みとどまるといいますか、そう考えていかなざるをえないかなとは思っています。

もう一方では、負担の軽減という意味で、今、6分の1の部分の負担が4億円ぐらいあるわけですから、これがぴたっと止まっているのがずっと続いていくわけです。どうしても負担をもう少し軽減するとすれば、札幌も入れて割り勘にしようとか、小樽市の市域も全部やめてしまって、今まで投資した何十億円のお金を札幌市に払ってもらって小樽市は出ていくかと、こういった議論もそれはゼロではないのですけれども、現実の問題としてかなり難しい。もう一方、小樽市の業者というのは、小樽でも働いていますし、石狩湾新港地域の中で業として経済活動を行っている。それから、石狩湾新港地域の背後の石狩区域の土地を買って、既に小樽市域で32社操業していると、こういう中で、やはり我々自治体としての企業誘致をし、責任を持ってその市域の中で活動してもらおうという立場からいけば、その土地をほうり出して、全部売り払って、あとは知らないという、こういう形にはたぶんならないだろうと。だから、何とかその負担軽減をするような努力なり、そういったものを関係官庁を含めて協議をしていく中で何とか糸口をつかんでいこうかと。これが石狩湾新港の当面の取組になるかというふうに、私は考えていま

す。

菊地委員

石狩湾開発については、朝里ダムとともに大きな事業をやりながら、市民に大きな借財、負担を押しつけてきたという姿勢を、この先も、てつを踏まないようにするためには、それらのことを、もっともっと市政を振り返りながら考えていく必要があるのではないかということで、ぜひこの先も財政健全化の中では、今、企画部長なり財政部長がおっしゃったようなそういう姿勢をもっと強固に、もっとそこに無駄なお金が出ていかないような施策について、ぜひこれからも検討いただきたいと思うのですが、そのことを申し述べたいと思います。

公益法人について

公益法人のことについて、議案第30号について何点かお聞きしたいのですが、ここで言われている公益法人についてどういうものがあるかということで、資料を出していただきました。この中で、一般職員が例えばこの政令で定めるものの法人に派遣される場合には、派遣先ではどういう責任を持つ身分、どのような立場で派遣されるのか、それともこれら社会福祉法人の、小樽市社会福祉協議会の中でも、一般職員として働くことになるのか。わかりますか。そこの関係はどうなのでしょう。

(総務)職員課長

この法の政令で定める、例えば医療法人とか漁業協同組合とか、いろいろなものが政令で認められているのです。今、事例で出されました社会福祉法人、ここに職員を派遣するときに、理事会組織といいますか、そういうものもございますので、当然役職をつけて派遣するケースもございますし、いわゆる実働部隊として、役所でいえば係みたいに、実務をやるということで派遣するという、その辺はいかようにもといたしますか、どうにでもできるという形になっています。

菊地委員

例えば市の採用試験を受けて、市の職員になるわけですね。そういう方が、こういう条例があるからといって、一回退職して、こちらの会社に派遣されるということになると、身分の保障ということについてはどうなるのか聞きたいのです。

(総務)職員課長

いわゆる条例第11条以下なのですけれども、株式会社、有限会社については、退職して派遣ができますと。先ほど言いましたとおり、3年間は市を離れていますね。そのあたりを協定で身分を確保する、あるいは当然本人の承諾というか、そういうことも確認した上で、相手の会社と協定を結んで、職員の不利益にならない形で相手から給料を払ってもら。ご承知のとおり、株式会社、有限会社に対して市の方から財政援助はできませんので、あくまでもそういった形になるということです。

菊地委員

本人の同意を得てということ、今、お話しされましたけれども、もちろんそれはお話があったときに拒否するということもありえるということも確認できるのでしょうか。

(総務)職員課長

この条例の中では、例えば本人の同意というのは、勤務条件だとか、相手先のサービスだとかがどういう状態になっているかという部分で合意を受けるということで、もちろん人事的な部分で派遣するときには、基本的には本人の同意といいますか、その辺は通常で行っています。それで、例えば、しないとか、できないとかということであれば、当然、派遣しないような形になります。

菊地委員

例えば小樽市役所の中での人事異動の発令がありますよね。それと同じような形で取り扱うことがあるのでしょうか。

(総務)職員課長

通常の人事異動というのは、ご承知のとおり、我々事務吏員であれば、どこのセクションに行っても、一定程度の年数でまわりますけれども。派遣につきましては、言ってみれば市で仕事するのと条件が違うといいますが、そういう部分を含んでございますので、通常の人事異動とはやはり違うだろうと考えております。

菊地委員

例えば、政令で定めるものの中に、日本赤十字社というのがあります。この日本赤十字社の小樽地区でやっている日赤保育所がありますよね。この日本赤十字社の事務所に仮に職員が派遣された場合、赤十字社の中で最初は保育所というところに行ったのではないのだけれども、赤十字社に行った後に、保育所職員として派遣されるとかということもありうるのかどうか。

(総務)職員課長

もともと法の趣旨自体は、例えば公益法人等の業務の円滑な実施をまず図ると。いわゆる公益性を持った団体が立ち行かなくなった場合に、一定程度行政から助っ人できるというのが一つあります。それともう一点、地域の振興と市民の生活の向上という部分が行われていなければ、派遣する理由がないと考えられます。その中で政令の中で日本赤十字社、小樽でいうと日赤の小樽地区ということになりますけれども、仮に、派遣された場合、どこでどう仕事をするかという部分のとりまえ方はこちらが判断しなければ駄目なのですが、保育所でといった場合に、やはり出ているこちらの方で趣旨にかなっているかどうか、再チェックする必要があるのではないかと考えています。例えば赤十字社で小樽地区の仕事をしていて、保育園の方で人が足らなくなったからそちらの仕事をするというように、すぐに行けるかどうか、調整も含めてチェックし直さなければならないのかなと思います。

菊地委員

そういうことが自由にやられるとなると、この先、小樽市内のいろいろな保育所が法人になるのでどんどん引き受け法人が出てきて、民間委託なり法人化されていったら、市の職員の身分であっても派遣ということで民間の保育所の職員として働くことが、そこに窓口を開くような可能性がどんどん出てくるのではないかという心配があったもので聞いてみたのですけれども、どちらにしても、これは派遣労働の域を地方公務員の中にどんどん広げていくという考え方もできるのではないかという懸念もあるのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

(総務)職員課長

平成12年にこの法が制定されたときに、先ほど申し上げましたけれども、当時、地方公務員が、例えば休職だとか、職務に専念する勤務の免除として行かせているケースがございました。給与を市役所の方で100パーセント見て、いろいろなところで仕事をさせていただく、そういうやり方が今の法整備上好ましくないということで、できればそういうことはやめなさいということが一方でありまして、そういう派遣の仕方というのは、公益性があるところで、市役所と車の両輪みたいに仕事をしているところについて、マンパワーが足りないところで、やはり行政としては長期的に、あるいは事務的に交渉して、その事務的補助をするルールとしてこれをつくっていますので、無条件に派遣が拡大されるというふうには考えておりません。

菊地委員

一つ聞きたいのですけれども、例えば民法第34条の団体で、財団法人小樽自然の村公社の責任者として市の職員を派遣されて、配置された場合とか、あるいはそれから考えられる第三セクターとしてつくられていった、そういう団体に責任者として派遣された、そこでの経営が立ち行かなかった場合、責任者をやっているからといって、小樽市が援助をするとか、そういうことにはならないのですよね。

(総務)職員課長

確かに役職をつけた派遣というのはあると考えてございます。その人的補助の部分と財政的な部分というのはやはり違うだろうということで、財政的な部分は、例えば出資金を増やすとか、そういうことは全く別な関係にある

と思います。

菊地委員

乗換隊員の救急服について

消防のことでお聞きしたいのですけれども、今回の塩谷、蘭島の人員配置の問題については、従来から救急車の配置の問題も含めて、車を増やすなら人も増やすべきだということを主張してきました。そのことは変わらないのですけれども、特に中身のことについてお聞きしたいのですが、乗換えの救急隊員が通常救急服を着て執務するというふうに先日答えています。この乗換えの救急隊員というのは、塩谷のほかにはいらっしゃるのでしょうか。

(消防)中村主幹

手宮出張所の2号隊が乗換えの救急隊員でございます。

菊地委員

すごく細かいことで恐縮なのですが、この手宮出張所の乗換えの救急隊員は、例えば救急車にしか乗らない専任の救急隊員と、それから消防車にしか乗らない消防隊員と違って、どちらにも乗ることがあるということで、日常業務の中身が、救急車にしか乗らない救急隊員あるいは消防車にしか乗らない消防隊員と重なった業務をしようのです。そうなったときの救急服の汚れが、例えば救急車にしか乗らない救急隊員とは少し違ってくると思うのですが、その辺の救急服のクリーニングについてどうなっているかお聞きしたいと思います。

(消防)中村主幹

確かに兼務業務をしております。初めから例えば屋外に出て、別の作業をするですとか、査察などをするということがわかっている場合には、着替えて、それに対応するようにしております。日常業務の中で勤務室にいるときには、救急服を着て、勤務をしております。救急隊員は、通常、救急服を着て勤務しておりますけれども、その洗濯等につきましては常に清潔を心がけておりますので、逐次本人の判断になると思いますけれども、洗濯をしているということでございます。

菊地委員

通常、救急服というのは、乗換隊員の場合は何着ぐらい支給されるのでしょうか。

(消防)中村主幹

専任の救急隊員につきましては2着を支給していますが、乗換えの隊員は1着を支給しております。

菊地委員

1年間に1着ですか。

(消防)中村主幹

1年間に1着ということでございます。

菊地委員

そうすると、救急服を洗うときには消防服を着る、消防服を洗ったときには救急服を着るということですか。

(消防)中村主幹

例えば、救急業務の中で感染症患者を搬送するとか、あるいは出勤中に血液やおう吐物等で汚損という場合には、直ちに消毒をして、洗濯をするということになります。そういった場合には、兼務隊員は1着の支給ということでございますので、活動服を着て、その間に救急出動があれば白衣を着用するというところで現在行っておりますけれども、今後は乗換隊員につきましても2着を支給すると、現在、検討しているところでございます。

菊地委員

乗換えの救急隊員が日常的に救急服を着て勤務をするというふうにおっしゃったので、それが現実だとしたら、洗いがえは、やはり専門の救急隊員と同じ枚数を支給してあげていただきたいと思ったものですから、私、現場上りなもので、どうしてもこういうところに固執するくせがあるのです。ぜひそのようにしていただきたいと思い

ます。

不登校について

次に不登校のことで教育委員会にお聞きしたいと思います。

先日、不登校の状況については予算委員会の中で聞いたのですが、その中に病気とか療育を理由にした長期欠席者がどのくらいいるのか把握していますでしょうか。

(学教)学務課長

教育委員会で、1か月に1回、長期欠席者の名簿を学校から上げていただいております。その中で2月の数字を申し上げますと、病気で欠席されている児童・生徒については、小学校で23人、中学校で5人と、28人となっております。

菊地委員

例えば病気療養中ということでも、病院に入院している場合とか、そうではなくて自宅療養ということも含めてあると思うのですが、保護者の電話や申請だけでなく、診断書とか、そういう客観的に判断できるようなものについて提出するとか、そうなっているのでしょうか。

(学教)学務課長

その場合は、保護者の申請によりまして、入院しているとか、例えばぜんそくで休んでいるだとか、そういった事情を聞いて、学校側で確認をして、長期欠席という形をとってございまして、別に診断書等をとって、それを添付しているということではございません。

菊地委員

それでは、診断書をとっていないけれども、そういう長期欠席という申請があったものは、個々に具体的に詳しく事情を把握しているということでしょうか。

(学教)学務課長

委員おっしゃるように、学校側と家庭側は、例えば休んでいる場合、1日置きに家庭に連絡をして状況を聞いたり、場合によっては家庭訪問もあるでしょうし、保護者が学校に来て、事情を説明しているということもございまして、その生徒の症状について把握してございます。

菊地委員

大阪の例があるものですから、ぜひそういうことが起こらないように、できれば診断書や客観的に判断できるようなものが手元にあった方がいいのではないかなと思うのですが、具体的に一人一人についてじゅうぶん把握できているということでしたら、それはそれで小樽の取組についてはいいのかなと思います。

先日、不登校については具体的に訪問した結果についての報告もいただいているということも話していただきましたけれども、それは報告書とかで詳しい内容を把握されているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

(学教)指導室長

とりわけ、不登校の状況につきましては、さまざまな家庭的な状況や学校の中での人間関係等がございます。ということから、学校が積極的に子どもとかかわっていくのが大切ということから、家庭訪問等をしてございます。

その中で、先ほど学務課長からも答弁させていただきましたとおり、欠席状況報告書というのがございます。その中で事由として、例えば不登校ということであれば、子どもは学校の指導状況について伺っているところでございます。そして、とりわけこれが2月にまたがっている場合には、前月とどのように違っているか、それについての精査をさせていただいています。その上で、学校の対応についてさらにじゅうぶんお願いしたいという場合には、個別に校長先生をお願いをして、口頭による報告も求めているところでございます。

菊地委員

その中では、例えば家族に面会したのか、あるいは本人に会えたのか、そういう詳しいところまでわかるように

はなっているのでしょうか。

(学教)指導室長

欠席状況報告書の中ではそのようにはなってございませんが、委員がご質問の中でもおっしゃいました報道等を踏まえまして、校長会議の折にも、必ず保護者や当該生徒・子どもに面会するようにとお願いをさせていただきまして、現在それぞれの学校で当たっていただいているところでございます。

菊地委員

ぜひその内容で、これからも指導していただきますようお願いを申し上げます。

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブについて若干聞きたいことがあります。

放課後児童クラブの有料化については、この間有料化をしないようにということも言い続けてきました。その主張については変わらないのですけれども、従来お話の中にあつた受益者負担の根本的な考え方に、全体の17パーセント、それぐらいの方の利用に受益者負担をさせていただくのは当然ではないかというような、当然だとは言わなけれども、そういうニュアンスにとれるような答弁があつたのですけれども、その辺についての見解をお聞きしたいと思います。

(社教)社会教育課長

受益者負担の関係でございますけれども、現在、放課後児童クラブを利用している児童は全体の17.4パーセントという数字になっております。この児童クラブを運営していくに当たりましては、やはり市の単費もございまして、国・道の補助金で賄っております。17.4パーセント以外の80パーセント以上の児童については、利用されていないと。こういった中で、この運営にかかわる市民の税金もかなり使っておりますので、こういった放課後から夕方まで、また、土曜日や3期休業中も指導員を配置して児童をお預かりしている、こういった関係もございまして、そういったサービスを受けるということにつきましては、私どもは利用者負担をお願いしていきたいと、こういう考え方は変わっておりません。

菊地委員

17.4パーセントに私もすごくこだわるのですけれども、本来、放課後の児童の健全育成に関しては国の施策でもありまして、すべての子どもが放課後じゅうぶん健全に育成されるということについても従来から言われているのですけれども、小樽の場合は、私は何回も言っているのですけれども、児童館が本当に少なく、すべての子どもにそういう育成の支援が当たっていないから、この17.4パーセントが特別に見えるのであって、本来考え方が逆さまなのではないかということを変更して主張したいと思うのです。

北海道の他市町村の状況を社会教育課でも調べられたと思うのですけれども、児童館なり児童センターで、きちんと保護されているところで、あるいはその中で放課後児童クラブをやられているところは、有料化しているところは本当に少ないのです。そういう立場で、今後とも、私はこの放課後児童クラブの有料化については反対といいますが、そちらに支援がされていくような方策を追求していきますし、ぜひ社会教育課もそちらの方の施策に力を入れながら、この17.4パーセントが特別視されないような方向に庁内で頑張りたいと思うのです。明後日の本会議で、あるいはこの予算案はやはり変だなと言って否決されることもありえるかもしれないので、改めて反対の討論をさせていただきます。

もう一点、勤労女性センターでやられている放課後児童クラブが件数を大きく超えたということについて、厚生常任委員会で、ぜひ社会教育課とあるいは関連する方々と、その対策について検討していただきたいということをお願いしていたのですが、そのことについてどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

(社教)社会教育課長

私ども、待機児解消という部分につきましては、従前から対応策を考えているところでございますけれども、勤

労女性センターでは、残念ながら今回定員をオーバーしています。こういった中で、放課後児童クラブは社会教育部、市民部、福祉部と3部で担当しております。早急に庁内連絡会議を持ちまして、その対応につきまして協議をしていきたいと考えてございます。

菊地委員

あそこを利用している子どもがいっぱいいますよね。ぜひ花園小学校などで新しく放課後児童クラブができないかも含めて検討していただきたいということも申し述べたのですけれども、そういう方向についてはどうでしょうか。

(社教)社会教育課長

花園小学校にはまだ詳しくは当たっておりませんが、そういったことも含めまして、検討会議でどのようにやるかということ話し合っていきたいと思っております。

菊地委員

ぜひお願いします。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

地域情報誌について

3定で庁舎の中央通路にあるブックスタンドなどにコミュニティ誌を置くよう検討いただきたいと要望しましたが、昨今、置いていただいております。まず何誌置いているのか、また、何回ほど置かれているのか、また、その影響などについて、わかればお聞かせください。

(総務)総務課長

本館と別館の間の渡り廊下のところの机の上に置いておりますけれども、2月16日から置いてあります。それで、3種類3誌を置いてございまして、そのうちの2種類につきましては月1回の発行でございまして、ちょうど今、二かわり目となっております。それから、もう一種類につきましては、週1回発行でございまして、今、5回目の発行誌が置かれているということです。今までのそれぞれの減りぐあいを見ていますと、おおむね同じように減ってございまして、一つをとられる方は3種類持っていわれているのかなと。おおむね今のところ100部強ぐらいいが出ております。

この影響といいますが、反応でございまして、特に私どもの耳には入ってございませんが、予想してあります以上に出ているといいますが、持っていかれておりますので、ある程度やはり地域情報誌として、また、市役所の関連の情報も載せていただいておりますので、そういう意味では興味を持っていただいているのかなとは思ってございます。

山田委員

それでは、まだ約2か月という短期間でございまして、この状況をみて、再度質問をしたいと思います。

学校給食費について

次に、教育長にお伺いいたします。

さる3月11日に道内のある中学校が給食費の未納が1パーセントを超え、4パーセントになっているという記事がございました。

それで、PTAなどは、献立に未納による影響があると、また、こういったことが悪循環になっていると指摘をしております。

さて、当市における状況、未納金の有無、収納率をお聞かせください。

(学教)学校給食課長

給食費未納につきましてのお尋ねでございますけれども、学校給食費の未納防止ですとか、保護者の納入忘れを防止するために、平成9年度から口座振替制度などを導入いたしまして、未納防止の方策をとっておりますけれども、残念ながら未納はございます。

収納率というお話でしたけれども、平成14年度の決算で学校給食費の収納率は98.4パーセントでございます。

山田委員

次に、食べ残しの有無と、ある場合の対策、また、そういったような社会背景の給食費未納による影響など、もしご所見があればお聞かせ願いたいと思います。

(学教)学校給食課長

残食の原因といいますのは、単なる好き嫌いですとか体力差など、いろいろな原因がございますので、一概に言えないところがございますけれども、私ども、やはり子どもたちには何でも食べさせて何でも経験させるということが必要だと考えておりますので、残食にこだわりすぎますと、子どものし好に偏った給食になりがちとなります。それで、私どもバランスよい給食を提供することからも、食材や献立の工夫が必要でございますけれども、給食担当の先生ですとか、試食会を通しまして、望ましい食習慣の認識を深めていただいているところでございます。

山田委員

来年度の予算の中でも学校給食費の口座振替関係費について116万5,000円計上されておりますけれども、これが何人分に当たるのか、もしわかればお聞かせ願えますか。

(学教)学校給食課長

これは口座振替手数料を一時運営協議会で負担をしております、後ほど、学校会計の方からいただくことになってございます。1回当たり10円の計算でございます、今、人数までは出ていませんけれども、約90パーセントぐらいが口座振替を利用してございます。

山田委員

こういう収納率も、ある程度努力をなされていると思います。また、コンビニエンスストアで市税の納入もされておりますので、また、されていない方に、今後ますますそういった形で、収納率のアップをこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

小前委員

新行政改革実施計画における学校給食業務の見直しについて

学校給食について1点だけお尋ねいたします。

この小樽市新行政改革実施計画のナンバー15、16ページに給食調理業務の運営方法の見直しについて検討と書いてございますが、この意味は、学校給食を将来的には民営化に向かって検討しているという意味でしょうか。

(学教)学校給食課長

新行政改革実施計画における学校給食業務の見直しについてでございますけれども、平成11年、12年でございますけれども、新光調理場の大規模な改修をいたしまして、作業効率の向上等を図ったところでございます。今回の第3次改訂であります平成16年度からにつきましても、より効率的な運営方法を検討するものでして、今、委員の言われました民間委託も効果のある運営方法の一つであると、私どもは考えてございます。

今現在、直営でやっておりますので、民間委託も含めて、その他囑託、いろいろな方法があると思いますので、その部分の検討は進めていきたいと思っております。

小前委員

放課後児童クラブについて

次に、放課後児童クラブの指導員の時間給について、お伺いいたします。

放課後児童クラブの所管部署が三つに分かれているとお聞きしておりますけれども、どことどことどこでしょうか。

(社教)社会教育課長

担当しているのは社会教育部、市民部、福祉部の3部に分かれています。

小前委員

このうち福祉部担当のいなきたと塩谷は社会福祉協議会に委託して、ここは民間のため、市と条件が違うということですので、別にいたしまして、教育委員会担当の指導員の嘱託報酬は時間給916円で間違いはないでしょうか。

(総務)職員課長

放課後児童クラブの指導員につきましては、月額が11万3,100円で、時間換算に直しますと916円でございます。

小前委員

では、市民部が所管しています勤労女性センターの時間給は、1,260円で間違いはないでしょうか。

(総務)職員課長

こちらは日額で6,090円ということになっておりますので、時間換算いたしますと1,260円でございます。

小前委員

その金額はいつ設定されたものでしょうか。

(総務)職員課長

現在のどちらもそうですけれども、平成13年度から、その年の最賃が日額平均で0.69パーセントアップいたしました。その時点から、今の単価になっています。

小前委員

916円と1,260円では1時間で350円も差がございますけれども、どうしてこんなに高いのでしょうか。

(総務)職員課長

勤労女性センターの学童保育につきましては、学童保育のほかに未就学児童の託児も行っているということで、この職員につきましては保育士の資格を持っている人という条件がつけられておりまして、その関係で当初の単価設定自体が高かったということがございます。

小前委員

今、小樽の保育園の保育士で資格免許をお持ちの方で、嘱託の時間給が1,100円ぐらいです。それも全道他都市に比べると非常に高いとお伺いしているのですけれども、ずいぶんお金に余裕があるような小樽の財政のようにお聞きします。保育園というのは、ゼロ歳から6歳までの学齢前の子どもばかりですので、これを1,260円の根拠というのがよくわからないのですけれども、説明いただけますか。

(総務)職員課長

基本的に嘱託の単価自体は、先ほど平成13年度に最賃のアップ率で上げてきたということで、それと14年度、15年度はご承知のとおり、最賃は横滑りで上がらなかったということです。このような経過の中で最賃のアップ率で考えたものです。職員は人事院勧告があるので、それで給料は上げてきたが、嘱託の単価については、その最賃のアップ率で上げてきたと。

当初設定の問題が一つあるかと思えます。過去に資格者の職員の最賃区分から労働関係ですとか、採用関連の職員が少ないとか、有資格者が少ないという形でスタートした経過がございます。委員ご指摘のとおり、確かに全道他都市に比べて単価は高いと認識しております。

しかしながら、来年度からご承知のとおり、健全化と言ってはなんですけれども、3パーセントの削減で4月1日に予定しております。

小前委員

保育士の資格をお持ちの方で、1時間900円でも働きたいと言っていらっしゃる方が現にいらっしゃいますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

文学館、美術館について

次に、文学館、美術館についてお尋ねいたします。

先ほど市街地活性化対策室が今月末で廃止になるとお伺いいたしましたけれども、分庁舎に入居している部署は何と何が入っていますでしょうか。

(社教)美術館副館長

分庁舎の中には、文学館、美術館のほかに生活安全課、それから外郭団体で消費者協会だと思います。

小前委員

美術館で、よく2階と3階に分かれて特別展をなさいます。1階に中村善策の部屋があって、鑑賞する方といたしましては、1階、2階、3階と階段を上がるとか、エレベーターを利用するとか、非常に何か不便なような気がいたしますし、それからお年寄りの方も、非常に足の悪い方などはご苦労されていると伺っておりますので、私がお願いしたいことは、ぜひ1階だけを美術館にする、2階を文学館にするというようなことは考えられないでしょうかという提案なのです。一原有徳さんから1,100点も作品を寄贈していただいておりますということですので、ご本人がお元気なうちに常設展場をつくる必要があるように思います。また、文学館の館長からも、見学者が資料を写したり、それからゆっくり資料を読む時間がないとか、文学館にあるような読書会を開くような部屋もないということもお聞きしておりますので、専用にしていただきたいというお願いですけれども、いかがでしょうか。

(社教)美術館副館長

美術館、文学館というのは、施設の性格からいまして年々収蔵資料等が増加しておりまして、展示スペース、それから収蔵スペースが不足している実態がございます。そのこともございまして、先ほど総務課長から報告がありましたけれども、このたびの機構改革によりまして、市街地活性化対策室が廃止になりますので、その空きスペースを両館の収蔵庫等で利用できることになっております。それで、分庁舎全体の利用の在り方等につきましては、その可能性等を含めて、総務部と今後相談してまいりたいと考えております。

小前委員

両館長ともとてもお力のある方だけに、建物内を充実していただきたいと思います。

小学校の適正配置について

では次に、教育委員会にお尋ねいたします。札幌市では資生館小学校といって、創成、曙、大通、豊水4校が統合されて、1学年3クラス600人規模の学校ができたというニュースで知りました。どこにできたのでしょうか。

(学教)京谷主幹

詳しいことはあまりよく承知してございませんけれども、場所は、創成小学校の跡に新しく学校を建てると伺っております。

小前委員

1学年3クラス600人規模ということをお樽市に当てはめると、花園と緑と量徳小学校で596人とか、稲穂小と緑小と合わせて560人というような規模になります。札幌のようにはいかなくても、お樽市のように適配が1年に一つずつ4年かけて行われるというようになりますと、終了時にはまた適配が必要になるという可能性があるかと、私は気になっております。札幌市のように思いきった統合が必要ではないのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

(学教)京谷主幹

今、そういった思いきったということでのお尋ねでございますけれども、私ども4月から、そういった実施計画の策定作業に入ろうとしているところでございます。現段階は、これからいろいろ作業を進めてまいりますけれども、将来的なものを踏まえながら、大きな意味とでも申しましょうか、そういったところで策定作業を視野に入れながら進めてまいりたいと考えてございます。今、ご指摘の内容については申し上げられないという現段階の私の答えです。

小前委員

ご検討いただきたいと思います。

小学校の専門教諭の配置について

2月23日の適配の折に配られた資料の中に、地域説明会で出た意見とか要望が載っておりました。その中で、小学校でも音楽と体育は専門の先生を配置してほしい、そして先生のレベルと子どもの学力を上げてほしいという意見が載ってございました。私も本当にこの意見には賛成でございます。我が子がいる時代から、こういう要望はしていたのですが、小学校にも、音楽と図工と体育は、きちんと免許を持った先生を派遣することはできないでしょうか、お尋ねします。

(学教)総務課長

今、委員のお話は、小学校に専門の先生を置けないかということなのですが、小学校につきましては、学級担任制ということで、現在、1人の先生がすべての教科を受け持って児童と接するという形になっています。ただ、小学校設置基準、中学校設置基準というのが新たにできまして、その中で、国の方でも中学校の免許を生かして小学校でも教えると、そういうことを今、検討しているところですので、もう少し整理をさせていただきたいと考えています。

小前委員

特殊な免許を持った先生というのは、三つぐらいの学校を受持ちすることも可能だと思いますので、ぜひ前向きにご検討をお願いいたします。

学生による学習サポートや部活動の指導について

次に、岩見沢市が岩見沢教育大学と連携して、スポーツ、芸術、教育、文化の4部門で連携するという新聞記事が載ってございました。具体的には学生をボランティアとして、要請を受けた小中学校に派遣して、授業の補助や部活動の指導を行うとありました。そこで、質問させていただきます。

今、小樽短大が花園小学校に学習サポートとして入っておりますけれども、この中身をお教えいただきたいと思っています。

(学教)指導室長

委員お尋ねの件でございますが、小樽短大の方では講座の中の一つとして、大学外でのボランティア活動について、一定の条件をクリアした場合に単位として認定しているという取組は確かにございます。また、学校側でも、確かな学力を身につけさせたいという思いの中で、いろいろな人たちの手をかりたいという、そういうお互いのニーズが合致いたしまして、委員ご指摘のような取組が始まっているところでございます。

その内容につきましては、小樽短大にお聞きしますと、学生が18名ということでございますが、午後に学校に参りまして、子どもたちと遊んだり、また、授業のお手伝いをしたりということで活動しているところであります。

小前委員

小樽市教育委員会も、もし将来に働きかけて、中学校などの学習サポートや部活動の指導を行ってもらおうというような検討はしていただけないのでしょうか。

(学教)指導室長

大学が今、独立行政法人といいますが、移行するということの中で、地域連携とか、そういう取組を進めている

ようでございます。例えば小樽商大には留学生が多数おります。そして商大の講義のコマとして、地域の中での学習というのがございまして、それとあわせて、学校の要望として国際理解を進めていく上で、外国の方と触れ合う機会を持ちたいというお互いのニーズが合致しまして、そのような取組をしているところでございます。したがって、それ以外ということでの委員のお尋ねでございますが、大学側のニーズ、また、各学校でのニーズなどもお伺いしながら考えていかなければならないものというふうに受け止めております。

小前委員

ぜひ留学生の交流も必要ですけれども、学力の方も検討していただきたいと思います。

学力テストについて

学力テストについてお伺いいたします。

函館市、帯広市、稚内市、江別市、滝川市が、2003年から一斉学力テストを導入してございます。そのうち函館市教育委員会は、小学校5年生に国語と算数で学力テストを実施して、40校のうち34校で2,000人の子どもが受けたという報告がございまして、この記事を読んだときに、私は思わずうらやましいと声が出たのですけれども、小樽市にこんな函館市並みの日が来るのはいつでしょうか、お尋ねいたしたいと思います。

(学教)指導室長

今、学力テストということですが、子ども学習状況が変わるということで受け止めさせていただきますと、国のレベルでも、全国的な教育課程の実施状況調査をやってございます。また、道の段階におきましても、平成16年度には、学習状況の把握についての取組を行うと伺っているところでございまして、そのような取組の推移を見守っていきたく、今は考えているところでございます。

小前委員

小樽の学力テストの実態はどうなっているのでしょうか。

(学教)指導室長

今、お尋ねの学力というところでございまして、一斉学力テストということでございまして、市内、ある学年を特定して実態という形での把握は行っておりません。

小前委員

函館市教育委員会は、小学校の教諭10人で学力向上プロジェクトチームというのを立ち上げたという内容でございまして、小樽市はこういうプロジェクトは可能なのでしょうか、お尋ねします。

(学教)指導室長

まず最初に、学習状況の把握ということでございまして、この場合の問題作成ということが、かなりそれこそ問題になると考えております。と申しますのは、どのように客観的なデータを得ていくかということで、かなり専門性が必要となってきます。そのようなことから、国におきましても、国立教育政策研究所において、相当の調査を行いながら作成しているということになっているということでございまして、道におきましても、そのような取組が行われると聞いてございます。市の段階でとなりますと、自前での問題の作成というのは、かなり難しいものと受け止めております。そのようなことから、他市の報道での理解でございまして、民間のテストを利用しているという状況でございまして、その辺の関係でのクリアしなければいけない課題もあるかと考えております。

小前委員

それでは、小樽の子どもの学力は、どういうふうにして教育委員会ははかっていらっしゃいますか。

(学教)指導室長

特に平成14年度から、とりわけ学習状況の把握ということで、ある目標を設定しまして、それに基づいてどの程度達成されているかということでの評価の在りようが変わりました。したがって、教育委員会といたしましては、各学校において、それぞれの子どもたちがどのように勉強して、そしてどのように身につけているかについて、

じゅうぶん説明をいただきたいと。その方法については各学校で工夫をいただきながら、じゅうぶん保護者の理解を得るようにお願いしますということで話をしているところであります。

小前委員

先ほどの説明では、学力テストのネックに、何かお金がないというようなことをおっしゃいましたけれども、お金があれば実行できるのですか。

(学教)指導室長

ただ、実施の場合、目的も非常に重要になるのかなと考えております。つまり、この調査をした場合にどのように活用していくかとか、その部分も含めながら、そういう意味で全体的に検討しなければいけないものがあるだろうという認識を持ってございますし、他市でもどのように活用されていくのかと。過去に、実は昭和30年代にも、全国的にいわゆる学力テストというのが行われました。その中でいろいろな課題も指摘されているところでございます。それも踏まえながら、慎重な対応が必要かなと受け止めております。

教育長

学力低下論というのがこの目的にありまして、いろいろな取組が始まっておりますが、私はその前例として、小学生、中学生の自宅あるいは放課後での学習、自分で勉強するという習慣が既に失われつつありますので、そういう教育環境、学習環境なりを家庭に築くことが非常に大事だろうと思います。それと、継続していただくと、そういう土壌をきちんと整えて、学力の実態に迫っていく、そういう二段階で取り組んでいく必要があるのではないかと。

先ほどお金の問題が出ましたけれども、文部科学省が国立教育政策研究所の問題で、学力テストを中学生や小学生がやっていますが、この問題は貸与することができることを言われておりますので、そういう部分で、例えば政策研究所の問題をもらって、こちらで印刷をするなりして、実施をし、全国の統計と比較することもできますので、そういう方向も探してみたいと思います。

小前委員

私は、子どもにしっかり学力をつけてほしいという願いは、すべての親の願いだと思えます。そして、将来を担う子どもたちにじゅうぶんな学力を保障するということは、私たちの責任でもあると思うのです。そういう意味であつたら、高校受験があり、大学も全国区の大学受験があるわけですから、小樽の子どもたちにも、真の学力をつけるために学力テストをするのが必要だと思うのですけれども、教育長は必要だとお考えではないのでしょうか。

教育長

学力を増強するというのが全国的な問題になって、そういう動きがあるという、そういう中で、学力は子どもを支える大事な要素であると、私はそう思っています。

小前委員

教育長にお尋ねいたしますけれども、小樽に若い世代が定住しないことの原因に、小樽の教育の遅れがあるという声は、教育長の耳に届いているのでしょうか。

教育長

公式に指摘を受けたことはありませんが、小樽の学校の充実についてもっと力を発揮していただきたいという先生方への期待の声は、時々耳に届いてございます。

小前委員

あまりにも時間をかけた、ゆっくりじっくりの改善では、もう世の中の流れと合わなくなってまいりますので、ぜひもっとスピードを上げて改善をお願いしたいと思います。

横田委員

納税対策について

納税対策について、お伺いをいたします。

本年度の予算も、市税の収納金額が非常に少ない問題、減ということで、税の収納率を高めていただくというのは非常に大事なのですが、15年2定で例の5億3,000万円の滞繰を予算計上しました。補正で3億5,000万円減額したのですが、差引き1億8,000万円の収納のめどがたったと、こういうお話であります。昨日の委員会の中で出ておりましたが、この1億8,000万円が非常に納税担当には大きなプレッシャーになったのかなという気がしますが、もう一度確認させていただきますが、まずこの1億8,000万円、この金額でよろしいのか。それと、15年度の納税対策として、特徴的なこととして何があったのかをお答えください。

(財政) 納税課長

1億8,000万円の件につきましては収納があったのか、確保されたのかということですがけれども、これについては、15年2定で5億3,000万円予算計上しまして、いろいろ収納対策を立てまして、結果的に3億5,000万円が収納の見込みが厳しくなったということで、今回、減額補正をさせていただいています。そういうことでいきますと、1億8,000万円というのは、ある程度収納される予定ということでお答えしておきたいと思います。

それから、15年度の対策としての特徴的なことでありますが、滞繰整理につきましては特別な方法というのは特にございませぬ。ただ、日ごろからの交渉や調査等の積み重ねがこの基本となっております。そういったことで15年度の収納対策としましては、収納率の向上と滞繰整理の促進を重点目標として掲げまして、一つは進行管理の徹底、二つ目は財産評価の徹底と滞繰処分の強化、三つ目としまして高額滞繰者対策の強化、四つ目としまして全庁的な取組といったことを実施方針といたしまして取り組んできたところでございます。この中で全庁的な取組としまして、昨年11月に、庁内の全管理職による電話催告を実施したということが、特徴的ということになるかと思えます。

横田委員

そうですね。新聞にもありました。収納率の向上というのは、非常に大事な地道な仕事でありますし、それから税の公平という観点からも、片方からは取らない、片方からは取るという話にはならないという重要なことなのですね。今、言われたような対策をとられたということで、常に新しい手法を考えながら、問題対策をしていかなければ厳しいのかなと思います。

今、全庁的な取組ということで、全管理職で督促の電話をかけたという話ですが、これについてはどのような内容といいましょうか、あるいはその結果、効果の測定はなかなか難しいと。実際5月末ですから、1億8,000万円が入ったかどうかというのはまだわかりませんが、その辺の内容と効果についてお願いいたします。

(財政) 納税課長

全管理職による電話催告の結果と内容等の効果ということですが、この管理職による電話催告につきましては、全庁的な取組と対策としまして、市税収入の落ち込みに歯止めをかけるといったことを目的に、管理職146名の協力をいただいて実施いたしました。

催告は15年度分の市・道民税、固定資産税、都市計画税などの未納者に対しまして、管理職1名につきおおむね20件程度を昨年11月17日から28日までの土曜日、日曜日、祝日を除く9日間で、日中及び夜間に電話催告を行っていただきました。

実施前に納入等があったものを除きまして、2,844件に対しまして催告を行っております。その実施結果としましては、本人又は家族に催告できたというのが件数で1,579件、率で55.5パーセントになっております。次、不在等のため催告できなかったというのが340件で12.0パーセント、それから電話番号が不明というのが813件で28.6パーセント、その他は112件で4.0パーセントで、催告できましたのは半数を超えておりますが、約4分の1につきましては電話番号が不明という結果になっております。

また、催告ができました1,579件の内訳ですが、納入の約束を得たものはそのうち76.9パーセントで、1,267件。納入が困難、それから納税相談したいといったお話が118件で7.5パーセント、その他が12.9パーセントで194件になっております。催告ができました場合は大部分の方、77パーセント近くが納税の約束を得ることができたという結果になっております。

横田委員

管理職146人が1人20件、結果的には1,267件、未納者と納税の約束を取りつけたという説明ですが、なかなか大変だったと思うのですが、その146人の管理職の反応といいましょうか、やってみて、こうだったという意見、感想、印象をまとめてありましたら、お知らせください。

(財政)納税課長

管理職の反応としての特徴についてのお尋ねですけれども、電話催告の実施報告にあわせまして、各管理職から意見、提言等についての提出をいただいています。全員ではなく、提出されていない方もいましたが、提出された中で集計しますと、管理職からは、おおむねトラブルがなくスムーズにできた、市税の徴収の困難さを認識した、電話催告の継続の実施をしてもいいのではないかという意見、それから事前に新聞・テレビ等で報道されたこともありまして、市民からは好意的に受け止めていただいて、納税の約束を得ることができたといったような回答がありました。

横田委員

市民からの好意的な、トラブルはなかったということで、この会場におられる方でその電話をかけられた方、拳手を願います。消防もかけたのですか。

(「かけました」と呼ぶ者あり)

横田委員

お疲れさまでした。それでは、代表して総務部長、お願いします。

総務部長

では、私の言っていることがすべてということではないので、その点お含みいただきたいと思います。

たまたま私も過去に納税課におりまして、一応経験があります。それで、電話をかけることは特に違和感はなかったです。しかしながら、やはり一番の問題は時間です。日中もかけるということになっていきますけれども、日中は皆さんが働いていますので、いませんで、どうしても夜です。しかも6時ぐらいですとまだいらっしゃらない方がけっこういて、それで8時以降ぐらいになるのだらうと思います。今回はあまり遅くならないようにという制限がありましたので、先ほど報告にもありましたけれども、不在という方がいると。これが今後、再度やるときに問題点ということを感じました。

それから、やはり思ったのは、電話番号がわからないという方が多すぎるということなのです。いろいろ調査みたいなこともちょっとありますけれども、いろいろなことでも調べましたけれども、電話番号がわからないで、けっきょく連絡がとれないという方が思った以上に多かったかなと、こういうことです。

それから、電話で相手と受け答えをするときに、一つ管理職の利点というのがあったのではないかとすることは、相手が市の職員、しかも管理者となっていますから、それ以外のこともいろいろ聞かれることがあるのです。そうすると、100パーセントではなくても、おおむねいろいろ話ができるということで、市のPRではないですけれども、そういうことがよかったのではないかなということ、やはり相手には、いろいろな方がいらっしゃいますから、中には苦情を言ったりという方もいます。ですけれども、先ほど納税課長から言ったように、おおむね好意的だったということで、納税の約束はさせていただくと、又はぜひ納税課に行って相談していただきたいというのは、結果はわかりませんが、ではすぐに明日でも行きますとかということでありましたので、新聞報道等の影響もあったのだらうと思いますけれども、効果的なこともあったのではないかと思います。

横田委員

総務部長は20件かけたのですか。

総務部長

はい、20件です。

横田委員

20件でどうですか。予測として、先ほど納入の約束を得たものは7割くらいですけれども、だいたいそんな程度ですか。

総務部長

私のところで、結果報告を出して少しちょっと恐縮でありますけれども、不同意というか、電話で先ほど言ったのが一、二件程度で、ですから20件のうち8割程度が、皆さんとお話できたということになるでしょうか。1件だけは、いきなりそんなもの払ってと言っても、がちゃんと切られたことはありますけれども、おおむね8割程度がお話できたかなと。

横田委員

非常に聞いていて効果的な方法でなかったのかなと思いますけれども、来年度以降も続けてほしいと思いますが、これはどういう方針でしょうか。

(財政)納税課長

お尋ねの件ですけれども、管理職による電話催告につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、今年度はむしろ未納者に対する不納調査だとかと電話催告ということで、協力を得て行ったわけでございます。それで、納税課の担当者の方から見ますと、納税課担当の者についての負担がその分だけ軽減されます。そういったことで軽減されたとともに、滞納繰越者に対する交渉強化を、その期間中、図ることができたということもあまして、そういう意味では、納税課としてもプラスになったと考えております。

したがって、16年度につきましては、今回の電話催告の実施によって意見、課題等がそれぞれの管理職から出されておりますので、そういったことを整理の上、検討していくものと考えております。

横田委員

先ほどの行革の3次改訂でもその滞納繰越の収納率を毎年1パーセントずつ上げるといようなことがありました。簡単に1パーセントといいますが、この収納率1パーセント上げるというのは非常に困難な仕事だと思います。納税課長は今期で勇退ということをお聞きしておりますので、後進に対してこの困難な仕事を以後やっていただく、やってもらうわけですけれども、何かこういうふうにして後進に対して頑張ってもらいたい、あるいは何かメッセージ等がありますか。

(財政)納税課長

後進にということなのですが、引継ぎの中で詳しく引継ぎしたいと思いますけれども、私は4年間、納税課長を続けてきました。4年間の中で業務に従事してきたわけですけれども、その中で感じたことの一端を述べまして、そういった質問に対する回答とさせていただきたいと思っております。

税金につきましてはご存じのとおり、市税は歳入の根幹でありますので、市民に納得してもらって納めてもらうということを基本としまして、常に血の通ったきめ細かな配慮をしながら滞納整理を進めることが、私たち納税を担当する者として、市民から与えられた使命であるといったことを受け止めまして、納税課職員とともに税収の確保に努力してきたといったところでございます。

しかし、長引く経済の低迷などで、納税の意思があっても納税することができないといったような滞納者も多々いることも現実でございます。そういったことがありますので、税収を確保するという事は年々厳しくなっているのだということを実感として感じております。

このような中で厳しい状況というのは、今の状況からするとまだまだ続くかと思いますが、滞納整理につきましては地方税法、それから国税徴収法といったような法に基づいて行っていくことになっていきますが、少しでも親しみやすい納税窓口として、納税者から、払えない、納められないといった場合については、気軽に納税相談ができるといった雰囲気づくりをすることも必要かなと。そういったことで、税収を確保するためにも、納税課職員が一丸となって、さらに関係課からの協力を得ながら、この難局を乗り越えていただきたいというふうに思っております。

メッセージということではありませんが、感想の一端として述べさせていただきました。

横田委員

長い間ご苦労さまでした。本当に、今、課長が言われたように、よし何とか取ろうというだけでなく、やはり納税相談にいろいろと乗ってあげて、何とかいい方法はないのかということも、これもまた大事なことだと思いますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

横田委員

学校適正配置について

それでは、教育委員会にお聞きをいたしますが、2月末の学校適正配置等調査特別委員会で、説明会の状況のお話を聞いた中で、この小学校の適配を白紙撤回しなさいという意見があったのかとお聞きしたところ、7会場でうんぬんというお話がありました。その後、教育委員会でもお話ししましたが、少し違っていたのかなという気がしますので、もう一度その辺について、説明願います。

(学教)京谷主幹

2月24日の学校適正配置等調査特別委員会で、地域説明会において、7会場で白紙撤回の意見があったように受け止められるような答弁をいたしました。計画の白紙撤回という発言はなく、学校が小規模という理由で学校をなくさないでほしい、あるいは地域から学校をなくさないでほしいということから、計画を取りやめてほしいという意見はありました。というもので、答えが拙速で説明不足であったと思っております。

横田委員

私の聞き方も悪かったのかもしれませんけれども、確かにもちろん賛成反対があるわけですから、この地域から学校をなくしてほしくないという意見もあったと思います。ただ、全市的にこの配置計画を白紙撤回しなさいという意見はあったのかという、聞き方だったのですけれども、その辺の回答を確認させていただきました。

国旗・国歌の掲揚・斉唱について

中学校の卒業式が15日、予算特別委員会でもお聞きをいたしました。改めて中学校の国旗・国歌の掲揚・斉唱の状況についてお知らせください。

(学教)板橋主幹

中学校の卒業式における国旗・国歌の実施状況につきましてですが、国旗・国歌ともに全校実施でございます。

横田委員

これから小学校があるわけで、この中学校の状況というのは小学校にずいぶん影響があるかと思いますが、100パーセントということ。報道したのを調べて100ということでしたが、その中身については確認されていますか。

(学教)指導室長

2日前ということで、実は各校長から、それぞれの学校の状況について詳しくお話を伺わなければならないものと受け止めております。ただ、現状では速報ということで、各学校での実施ということでの報告を受けているところあります。

なお、従前からそうではありますが、実施に向けて校長先生方と話し合いを重ねてまいりました。その中で1歩でも半歩でも前進させたいということで返事をいただきながら、話をいただきながら進めてまいった経過がありまし

た。今回、実施されました後につきましても、校長の話の中には、さらに前進しなければならないという考えをお話しいただいている校長もいらっしゃいます。

横田委員

私も1校しか行けなかったのですが、ある学校を見させていただきました。国旗も床ですけれども掲揚してありましたが、国歌も来賓と保護者も一部は斉唱しました。生徒は立っておられましたけれども、ほとんど歌っていませんでした。そういったことも含めて、これからもまた、議論していきたいと思いますが、一つ非常に印象に残ったのが、今議会といいましょうか、前から議会でも、道徳の話がずいぶんされておりますが、担任の先生に引率されて入場してきた生徒が学生服のボタンを全部外して、式典ですよ、何人もいました。どうして先生が、そのボタンかけなさいだとか、それを言えないのかなと思いついて見させていただきました。そして、着席しました。着席しても、今度、校長の式辞、あるいは教育委員のお話がある中でも、非常に私語が多い。後ろを向いて、何人かですよ、私が見たところでは男子の四、五人でしたが、私語をして後ろを向いて話していた。先生方はそばにいるけれども、だれも注意をなさない。卒業式という式典の最中ですので、気を使われたのかもしれませんが、どうも見ていて、私だけでなく来賓の方々がたくさんおられましたけれども、非常に違和感を覚えたところであります。

どうかひとつ小学校の卒業式あるいは小中学校の入学式が、厳正に肅々としっかりと行われるように指導を強めていただきたいと思います。

教育長

中学校での卒業式の入場の様子あるいは私語の問題でお答えいたします。中学校では15日、14校全校で国歌が行われたということについては本当によかったと思いますが、まだ儀式ということについての認識が不足している、その点について指導を深めていかななくてはいけない。例えば子どもを送り出すときに、家庭で服装はどうかといったようなことも保護者に見ていただきたいと思います。もちろん、先生方から入場の際の注意も必要だと思います。そういうところも含めて全体の儀式ということの在り方を含めて、もう一度指導を深めてまいりたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時43分

再開 午後 4 時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

秋山委員

学校給食費の未納について

質問が重複して申しわけないのですが、先ほど自民党で給食費の収納のお話がありました。平成14年度で98.4パーセントもの収納率があったということで、この小学校、中学校別の収納率を教えてください。

(学教) 学校給食課長

学校別と申しますか、小・中別の収納率ですけれども、たいへん申しわけありませんけれども、全体で出しておりました、個々に出してはございません。

秋山委員

金額的にはどのくらいになっているのでしょうか。

(学教)学校給食課長

14年度決算で申し上げますと、約780万円でございます。

秋山委員

780万円の未納ですか。

(学教)学校給食課長

未納額が780万円ということでございます。

秋山委員

かなりあるものなのですね。それで、この残された未納額については、年度が変わってからは順次納められてきているのでしょうか。

(学教)学校給食課長

未納につきましては、学校を通じまして年数回ほど督促あるいは収納ということをお願いしてございます。過年度分につきましても、学校を通じての納入をお願いしてございます。

秋山委員

学校を通じて、具体的にどんな形で保護者の方に通知されているのでしょうか。

(学教)学校給食課長

通知の方法でございますけれども、年4回でございますけれども、通常3か月以上の未納者につきましては、学校で調査をしていただきまして、学校から督促を出していただくと。そのほかにつきましても、学校それぞれ独自で工夫いたしまして、未納者については督促をして納入してもらっているのが現状でございます。

秋山委員

その督促は子どもたちの耳に届くというか、今、入るということはないのでしょうか。

(学教)学校給食課長

督促状につきましては教育的な配慮もございますので、子どもに持たせることなく、郵便で送るということにしてございます。

秋山委員

先ほど、お聞きしていて、給食費が払えない、滞納しているということで、子どもたちが学校に行きづらくなったときかわいそうだな、それがまた、不登校の原因にならないのかと心配に感じたものですから。

青少年女性室について

初めに報告いただきました中で確認させていただきたいのですが、一つ目の組織機構の見直しの中で、勤労女性センターの中に青少年女性室ですか、どこが入ってきますか、もう一回教えてください。

(総務)総務課長

今の青少年センター、青少年女性室に、青少年部門として新しく青少年課という課になりまして、その中に置くのではなくて、今度、勤労青少年ホームの方に青少年課として配置することになりました。

秋山委員

では、その青少年女性室があって、女性だけ残ったという形になるのでしょうか。

(総務)田中主幹

青少年福祉の方のうち青少年課については、今説明したとおりでございますけれども、それ以外の部分といたしますが、男女平等参画課という形で再編して、場所的には今の女性センターのところに残るとい形になります。

秋山委員

従来から、このメンバーたちが使いやすいようにという希望が多く出されてきておりましたけれども、今度はそういった方々が使いやすいという形にはなったのでしょうか。

(総務)総務課長

構造上も含めてその辺の使いがってのいいように努力もしていたと。先ほど申しましたように、女性団体の皆様から、いろいろな要望があったということですので、いろいろな形で活動並びに打合せとかに使えるような形で考えていきたいと思っております。

秋山委員

よろしく願いいたします。

札幌法務局小樽支局の移転用地について

次に、9番目なのですが、法務局が旧日本農産の跡地のところに庁舎を建てられるという話をされておりましたが、その日本農産の跡地というのは小樽市のものなのでしょうか。

(企画)川堰主幹

結論から申しますと、小樽市のものといえますか、港湾部が管理する、港湾の用地になります。

秋山委員

この場所に法務局が移ると、先ほど簡単に説明をされておりましたけれども、経過をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

(企画)川堰主幹

報告でもお話ししましたが、昨年6月に、札幌法務局の小樽支局が狭くなったという理由と、余市出張所との統合といった時期が差し迫っているということから、まず場所を、企画部の方にどこか新たな場所がないかということで相談がまいりました。用地としましては新たな場所ということで、以前に警察の仮庁舎が建っていた築港の用地とか、市内の空きビル等を数か所あっせんしたのですが、ただ法務局との意向が合致しませんで、法務局としては、日本農産工業跡地が港湾合同庁舎の建替えの候補地であるということから、そこでの簡易化庁舎を建てたいということで相談に来たものです。そこで我々として、港湾部とも協議いたしまして、あくまでも法務局簡易化庁舎が合同庁舎の建替えまでの間建てるということで、合同庁舎が建った暁にはそこに入るという条件の下であれば承めようということ、そういう判断を下したところであります。

秋山委員

現在の法務局の跡はどうなるのでしょうか。

(企画)川堰主幹

現在は検察庁と法務局が入っているのですが、検察庁がそのまま使うと聞いてございます。

秋山委員

この移転というのは、小樽市にとってのメリットという部分はございますか。

(企画)川堰主幹

今の法務局には10数名の職員が勤務されていると伺っておりますけれども、そのままだいたい移行するのだろうと思っています。それと、余市出張所には、4名ほど勤められていると聞いておりますけれども、その4名が新たにその簡易化庁舎に加わると、そういうような状況だということで、特にそのメリットというのは、そのまま場所が変わるだけなので、それほど考えていません。

秋山委員

先ほど土地が港湾部の所管だということは、地代としてはただということによろしいですか。

(企画)川堰主幹

港湾部の方で貸す、そういう条件がございまして、地代はいただけるということで考えております。

秋山委員

地代はどのくらいかは聞きませんが、少しでも小樽市のプラスになればいいと思って、先ほどから聞いておりました。

小学校の適正配置について

次に、小学校の適正配置の話がありまして、前回の特別委員会のときに希望があって、若竹小学校で後日説明会を行いますというような話でしたが、若竹小学校で具体的な、今までとは違った声、要望などは出たのでしょうか。

(学教)京谷主幹

具体的には、例えば適正配置された場合に子どもたちが通う通学路と申しませうか、そういったものが高架の下を通らなければならない、あるいは国道を横断しなければならないということで非常に不安だとか、そういった地域の色が濃い、そういう質問が多かったように私は感じてございました。あとほかには、やはり地域から学校をなくさないでほしいといった普通の13会場で行われた意見の中に総括されたものがあったと感じてございます。

秋山委員

やはりもう具体的に一步見える形で進められた方が、話も見えてくるのかなと感じて聞いておりましたけれども。

(学教)京谷主幹

これから、先ほど来答弁申し上げているように、4月から実施計画を策定していく段階で、いずれまた、学校が具体的に絞られてくるのではないかと考えております。

幼児ことばの教室について

秋山委員

総務常任委員会の中に、幼児ことばの教室の陳情が上がっておりますが、15年12月9日の時点で330名、今現在1,668名の思いを込めたこの陳情なのですけれども、受理時点から、今現在進んだ、こういう形になりましたというところまでの流れを教えてくださいたいと思います。

(学教)学務課長

幼児ことばの教室につきましては、4定の中でそういった陳情を受けまして、その中の議会の質疑の中で、私たちもこれから定期的に、保護者なりそういった陳情者の説明会を開いていくという答弁をさせていただきました。その中で、1月30日と2月10日の2日間にわたりまして、保護者、また、陳情者の方々と話をさせていただきました。私どもといたしましては、現在ある稲穂小学校を生かした形で、発達支援センターの分室という形で今のまま存続をさせていきたいというような説明、それから当然デイサービス施設という形の位置づけになりますので、そういった考え方。それから指導については支援センターで行う場合と、それから稲穂小学校で行う場合と二つありますので両方で行うと。それは保護者の希望で行っていくというような説明をいたしました。そういった説明に対して保護者なり親の会の方からは、その説明に対する理解は得られたと考えてございます。

秋山委員

この陳情を読み直してみても、たくさんの方々の思いがこれだけに、熱意が出たのだという思いとともに、本当にその思いがほとんど伝わってきたのかなという状況だと思いますが、あとは今度、分室という形で残されて、新たな年度から始まるということで、推移を見せていただきたいと思いますと考えております。

子どもの居場所づくりについて

今の説明の中の15番目、子どもの居場所づくりのお話がありました。これは新行政改革実施計画の中にものっておりますが、そもそもこの広場事業、どういう趣旨で目的でこの事業を、本年4月から始めようと言われていたのかをまずお聞かせください。

(社教)社会教育課長

まず、新子どもプランということでございまして、国の16年度からの3か年計画でございまして、平成14年度から、完全学校週5日制の実施に伴いまして、平成11年度から13年度までの3年間で、地域の子どもの育てる環境の整備を目指した全国子どもプラン、これが3年間で実施をされました。この実績を踏まえまして、継続的に子どもたちの体験活動などの充実などに資するためのその施策を推進するために、新子どもプランというものが策定されまして、その中の新規事業のメインと申しますか、地域子ども教室というものが位置づけられていると、このように押さえてございます。

秋山委員

事業の内容もお願いいたします。

(社教)社会教育課長

地域子ども教室の事業内容でございまして、目的といいますか、趣旨についてまず説明させていただきますと、今日の社会が抱える地域や家庭の教育力低下がもたらすさまざまな問題、これは青少年における重大事件の発生等があります。これに対応して未来の日本をつくる心豊かでたくましい子どもを社会全体ではぐくむために、学校等を活用しまして、安全・安心な子どもの居場所、活動拠点、これを設けて、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や、地域住民との交流を支援する、こういったものが趣旨になってございます。

具体的には、学校の校庭や教室等を子どもの居場所として開放をする。それから、放課後や週末などの一定時間、子どもたちがスポーツや文化活動など、さまざまな体験活動を実施する。これに向けて地域の大人たちが指導ボランティアとして協力をしていく。こういったようなものがこの事業の概要となっております。

秋山委員

この子どもの居場所づくりに参加できる学年というのは、どうなっていますか。

(社教)社会教育課長

小学生、中学生が対象となっております。

秋山委員

では、小学校1年生から3年生までとかという区切りはない、全学年対象ということによろしいでしょうか。

(社教)社会教育課長

小学校1年から6年生まで、中学校1年から3年生までとなっております。

秋山委員

では、今、小樽市の各地域で行われておりますが、放課後児童クラブとの違いというのはどうなっていますか。

(社教)社会教育課長

放課後児童クラブは、児童福祉法に規定されております放課後児童健全育成事業ということで、対象が小学校低学年になってございます。この地域子ども教室の場合は、対象がもっと広いという部分がございますし、また、学校等をステージにいたしまして、さまざまな文化・スポーツ活動を行う。こういった点で少しの違いがあるかと考えております。

秋山委員

国としては、3年間で全小中学校にという形で進んでおりますけれども、小樽市としては、どのような方法というか、形で受け入れていこうとされているのかを説明してください。

(社教)社会教育課長

国では、平成16年度にまず4,000校という形で考えていると思います。小樽市の場合は、まず平成16年度でございまして、朝里小学校と幸小学校の2校ということで考えてございまして、今、学校長をお願いをしております。ここでモデル事業を通年的に実施をしていきたいと考えてございます。

また、17年度におきましては、新たに4校実施をしていきたい。また、18年度につきましては、さらに8校実施して、計14校。19年度以降につきましては、市内の全小学校でこういった活動が展開できるよう目指していきたい、このように考えてございます。

秋山委員

費用に関してはどのようになっておりますでしょうか。

(社教)社会教育課長

費用でございますけれども、これは国から道への委託事業ということで、道から私どもへの再委託という形になってございます。費用につきましては、学校の活動に係る部分、それから人的な部分、マンパワーの部分でございますけれども、これはコーディネーターですとか、活動指導員、安全管理員に支払う部分も一緒に含まれてございます。

秋山委員

国から費用が全面的に来るのか、ある程度なのか、そこのところが見えないのですけれども、どんなものがあるでしょうか。

(社教)社会教育課長

これは3年間、国から全面的な形で支援を受けるという形になっています。

秋山委員

では、そうなったときに、19年度までは国が持ってくれると。それ以降になったときに、心配事が始まるということですね。

(社教)社会教育課長

3年間はそういう形では面倒を見ていただけると思いますけれども、私どもは、この3年間の中でさまざまなボランティアの方たちをお願いをいたしまして、例えば退職した教員の方とか、それから老人クラブの方たちもいろいろお手伝いをしたいと言っておりますので、こういった中でいわゆるボランティアの方たちを育て上げて、国からお金が来なくなった時点でも、できるだけこの活動は継続していきたいと、このように考えてございます。

秋山委員

今、60歳で定年、少しずつ延びてくるのかなと思いますけれども、まだまだ定年されても若くて、そのまま家にもるとというのは、もったいないというぐらい人材がたくさん埋もれているのだと思います。私自身は子どもが好きだという部分では何か使い道があるのかなと、自分で持てる力を、もう市長のおっしゃる協働で子どもたちを守って次の世代に立派な人材として残していく、その力になればなという思いであります。何とかいい方法で進んでいただければなと思っておりますが、いかがなものでございますか。

社会教育部長

今、お話がある子どもの支援の重要な事業とした位置づけになっております。先ほどから課長が申しましたように、地域の方々と連携をとりながら、子どものために尽くせるような事業にしていきたいと考えてございます。

企画部長

直接的に今の教育の方との部分について、まだ整理していないのですけれども、せんだって市長も老人クラブの会合のときにお話をさせてもらったのですけれども、今、企画部の方で課題整理ができ次第、庁内協議をしたいと思うのですけれども、今、委員おっしゃったように、高齢者の方で受益を受けるというか、そういう側ではなくて、やはり自分の力を社会に出していくという、その中で生きがいを持って老いていくと言ったら悪いのですけれども、そういうような形で、どういう形でそういうものが行政としてかかわって行って、組み立てられるのかと。いろいろな多業種の方もいらっしゃるでしょうから、一つのこの行政の中のマンパワーとして、そのエネルギーを皆さんで出してもらって、まちをつくっていってもらおうという、こんなような課題を市長から玉投げをされたというか、

指示を受けて、今、企画部で整理していますので、でき次第、また新年度の中で一定程度お示しをしながら、皆さんにご協力をいただくという準備はさせてもらっていますので、教育委員会とも、また、そういった意味での相談をしながら、進めたいと思っております。

秋山委員

何とか小樽市が明るい方向に進んでいくよう期待をしております。

卒業後における校外生活の指導について

最後にちょっといかなものかなという、今の学校の在り方という指導性という意味で、クエスチョンマークとして感じた点が1点あったのですが、先日、中学校の卒業式がありました。そして、終わった後、子どもたちが、今日は焼き肉パーティだと、みんな走っているというのがありまして、我が家にも招待して焼き肉パーティをやるのかなと思ったら、飲食店に向いていくのだという話を聞きまして、今はそういう場所に子どもたちだけで許されるのかなとそれで子どもが直接申込みをしたそうなのです。そうすると、学校名を聞かれた、それで予約として受けてくれたという話をお聞きしまして、これは中学校を卒業してしまえば学校の責任というのはなくなるのかなと、ちょっと方向性として心配だなというふうに感じたものですから、この点をお尋ねいたします。

(学教)指導室長

卒業後における校外生活の指導ということのご質問かと思えます。

卒業後は、特に受験のプレッシャーの解放というのもございます。昨日は発表もございました。そういう中で、ややもしますと解放感から事故に遭う危険性もあるということなどから、卒業前には各学校では、3月の卒業後も3月31日までは中学校に在籍しているものと同じということで指導してございますし、また、あわせて、そのように保護者にも話をしているところでございます。そういう中で何か問題があれば、中学校でも対応するようになってございます。

秋山委員

ただ、心配されたのは、私なんかとは全然世代が違うのですが、まだ私自身も親の時代はそういうところの出入り自体もいかなものかなという感覚であります。受ける方の業者も、やはり十二、三人でもまとまれば、商売としては断りづらいので受けたのかなと。ただ、学校名を聞いて、何もなければそれでいいのかなという部分と、先ほどもおっしゃっていたように弾みがついて、年はいい、いいのではないかと広がっていくという部分がちょっと心配で、その児童生徒知っていましたけれども、お母さん方、保護者に対しても、小さいときから、今、本当に気軽にファミリーレストランに行きますよね。その感覚で子どもたちをやられたのかなと思うのですが、こういう方向性というのは決していいのか悪いのか、それは親の判断だったとは思いますが、やはり保護者に対してもある程度もう少し厳しく、案外その実態もわからないのではないかなというふうに感ずるのですが、もう一歩強く指導性という部分ではどうなのでしょう。

(学教)指導室長

実は、小樽市内、中学校生活指導委員会というのがございまして、その中で中学生の決まりというのを定めております。特に外出時の注意というところでは、あまり細目にわたって定めることは、それぞれの家庭での状況も異なりますが、大綱的なものとして、外出時の注意として、保護者の許可を得ないで、生徒のみの飲食店、喫茶店への出入りを禁止しますとさせていただきます。ここでは保護者の許可を得ないでというあたりが特に課題になるかとは思いますが、委員ご指摘のとおり、保護者の理解、また、指導も大事かと思えますし、また、今回の場合ですと、店の方もそのように配慮いただいているということで、学校への連絡等もいただきながら、地域の中で子どもを育てていくという観点も大事だと思います。保護者への啓発ということについて、今後とも各学校に指導してまいります。

秋山委員

卒業後の進路について

最近、中学校を卒業してフリーターという子どもが増えているということを耳にしますが、小樽市としては、そういう事実というか、こういったようなことはあるのでしょうか。

(学教)指導室長

卒業後の進路ということですが、多くが高等学校等の学校への進学となっております。また、一部就職ということになってございまして、その状況については今の時点では定まっております。4月以降、そのような状況についても学校で把握してございます。いずれにいたしましても、進路ということであれば、それぞれの子どもの適性とか、将来の希望というものはよくむような観点で指導を重ねているところであります。

ただ、フリーターという形では、若干子ども、そういう状況をお伺いしてはいない状況にあります。

秋山委員

気軽にフリーターだと、高校を出たのと言ったら、いや中学校だと。要するにそこに至るまで、子ども自身もいろいろな過程があったとは思いますが、そういう形で卒業せざるをえなかったという中学、それまでの経緯という部分が心配だなと。この流れがこのまま増えていくという傾向にならなければいいと、決して悪い子ではないだけに、何でそうなったのかなという思いで見えておりましたので、いわゆるその指導性なのでしょうか。

(学教)指導室長

今、特に職業観の形成というのは非常に大事なことだと思っております。特に市内の各学校では総合的な学習の時間で、例えば仕事調べもしてございます。その中で、自分がつく仕事について目覚めていくといいますが、希望を持っていくという場面も多く見られております。今後とも、委員ご指摘の点についてじゅうぶん踏まえて、各学校を指導してまいりたいと考えております。

秋山委員

子ども自身がすごく明るい面もあるというところで、育ち方によっては、ある程度いったときに分別がついて真っすぐな道が歩めればということもございまして、やはりなかなか授業になじめない子ということに対しても、ある程度力を入れて見てあげていただきたいということを希望して終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

小樽市新行政改革実施計画について

一つは第3次新行政改革実施計画、それから二つ目には第3次総合計画、そして三つ目に組織機構の見直しの観点。それで、今日、報告書をもらった中で、この次の議会にかけたいと思っておりますので、この第3次の16年3月改訂に基づいてお聞きしていきます。

第1章の計画の改定に当たってのこれまでの経過、1ページ目にかかわってのところで、いわゆるこれ自体は計画が変わっていて、マニフェストというふうに我々は押さえたいと思います。数字も出ておりますので、この点について聞きます。

まず第1次改訂、スタート時点については、大きく上段の部分に書かれております。結果的には、実績を上げて、53億円に対して61億5,000万円の一定の成果を上げることができたと評価していますね。一定の成果を上げるという意味は、もっと望んだところに目標を置く意味で、一部じゅうぶんというふうにうかがえるけれども、その一定の成果という、その部分について解説してください。

(総務)田中主幹

今、ご質問ございました1ページ目についてでございますけれども、一番最初の平成9年度からの4年間、これ

につきましては、実施項目数でいきますと78項目になりまして、そのうち63項目約8割という形が一つございます。また、目標額も、53億円に対して実績61億5,000万円という形で、財政効果額についても目標値を上回った。ただ、あと総額につきましては、数字に表れている算出根拠とかもございまして、それらも含めて一定の成果は上げることができたのかなと考えてございます。

佐々木（勝）委員

それについてはわかりました。

それで、次の中段の方に行きます。第2次計画を行った結果、13年度から昨年度までの15年度の中に、49項目実施のうち41項目について実施済み、又は一部実施済み。財政効果も約21億1,000万円以上になるなど、目標を大きく上回る成果を上げたとなっておりますけれども、目標額は幾らなのか。

（総務）田中主幹

今の第2次改訂の部分につきましては、13、14、15ということで、まだ途中経過なので公表前にさせていただきましても、13年度、14年度分につきましては昨年も報告させていただいておりますが、この途中の部分での目標額といたしましては、約8億9,000万円程度を予想しておりましたので、それに対して21億円という形になってございます。

実施項目につきましても、49項目のうち41項目で、83パーセント、84パーセントという形で、まだ決算額が出ておりませんので、効果額は確定しておりませんが、この部分につきましては、内容的には今までお答えさせていただきましましたように、人件費の部分での削減の部分が見込みよりもかなり多く削減したという部分を反映して、その部分で目標を超える部分での効果と効果額といえますか、そのように判断しております。

佐々木（勝）委員

その後段の部分の、この結果、150億円の収支不足が84億円まで圧縮される見込みとなりましたと、こうなっております。その圧縮されて判断した理由とは、どういうことですか。

（財政）財政課長

今の件につきましては、財政健全化の件でございますので、私の方から。

現行の財政健全化というような収支見込みというのは、14年3月に最終的に収支見込みを策定しておりまして、3年間で150億円累積赤字になるだろうと予想をしておりました。15年度予算を策定するに当たりまして、14年度につくりました財政健全化緊急対策会議の中でいろいろ議論しまして、主に事務事業の見直しを行ってございます。管理経費の見直し、その他で約7億円の効果額、人件費の削減、これは人勤の影響もあります、調整手当の削減もあります、退職不補充など、それらで9億円を出します。そのほかに、このときの計画と、実際に予算を組んだときの増減がありまして、ここでだいたい6億円が出ます。合わせて22億円の効果を単年度で上げることができます。それを3か年で計算しますと、66億円になります。それで150億円から66億円を差し引いて、84億円まで圧縮ということになります。

佐々木（勝）委員

給与関係は計算してあるのですけれども、そういった経過の中で対応しているのは、今言った数字だと確認しました。それを受けて第3次計画が出されました。それで、この細かい部分は別にして、毎回気になっている部分で見ますと、2ページから3ページにかけて実施済みのもの、一部実施、そして検討中のものと、こうなります。検討中のものは、この黒線で書いてあるところのそれぞれのところにあるわけですが、この部分でいいますと、それぞれ何項目かがありますけれども、特徴的なところで、2の時代に即した組織機構の見直しの10が、国際交流の実施の見直しは後ろの方に行きますと、これは項目から外したと、こうなっておりますね。

確認ですけれども、検討中のものを3年間としてきたけれども、今年度から3か年かけてどういう枠組みになるのかをお伺いします。

(総務)田中主幹

4ページのところをごらんいただきたいと思うのですが、ここでナンバー10で国際交流事業の見直しというところで、現段階でございますけれども、これは民間団体へ業務の移行を予定して、それに向けて進んできたのですけれども、今、現実問題として、今後これから3次計画を3年間になりますけれども、その部分での移行というのが難しい状況にあるということで、項目としては削除させていただきましたけれども、ただ、ここにもありますけれども、移行への下地づくりという形で、これは情報誌の編集等で、また、いろいろ取り組んでいる部分がございますので、項目からは外れましたけれども、引き続き、その部分についてのことは行っていくということで考えております。

(総務)秘書課長

ただいま主幹の方からもありましたけれども、当初、民間の方に移行しようということで、関係各団体等に集まっていたかましまして、そういう試行はいたしました。これはなかなか難しいということなのですが、今、ありましたように在住外国人向けの情報誌なのですが、これをボランティア通訳に編集委員となってもらいまして、そういった形で、市民の皆さんとともに国際交流を進めていくという中で素地をつくっていきたいと。そのほかいろいろな形で、例えばボランティア通訳の方とかおりますので、それから各国際関連団体の皆さんと、何か事あるごとに一緒に参加してもらって、そういった形で素地をつくって行って、それで将来的に業務の民間への移行ということで進めていきたいと考えております。

佐々木(勝)委員

それであれば、項目を外すことはないのではないかという感じがするのですけれどもわかりました。この項目は検討中ということで押さえておきます。

5ページにある(5)人材育成と多様な人材の確保の職員提案制度の有効活用の具体化といいますが、このところを説明してください。

(総務)田中主幹

現在、市の要綱で職員の提案制度というのがございますけれども、今までも過去にそういう提案は幾つかございました。今の第1の部分で、実はその部分での具体的な提言、それほど数は出ておりません。ただし、今後3年間、健全化も含めてこういう条件がございますので、そういう制度も、また、職員への周知も含めて、いろいろなアイデアを出していただいて、それを実際取り入れてやっていくという部分で、今後は引き続き実施項目として、何とか実施したいと考えています。

佐々木(勝)委員

その件で、8ページの新年度実施計画にかかわる部分について、今年度のこの第3次の目的は中段に書いてあります。何といても財政健全化のための、それに合わせた緊急対策取組と書いていますけれども、第3次計画は、一言で言うとどういう改革になるのか。前にもやりとりした中では、総合計画を実施していくために、財政健全化はそれを支えるものであると、こういうふう回答がありました。私もそのとおりだと思うのです。そういうことで第3次計画の目玉とするか、押さえといいますが、健全化を支える上での体制に取り組んでいくことが、おおむね、逆に言うと、意外とプラスに効力を向かっていくよりも、プレッシャーをかけていく方というか、多少なりとも財政健全化の方に力を置くと、削減、停止だとかそういうふうにかけていくというニュアンスがとれるのだけれども、その辺の押さえを含めて、この第3次計画の実施計画の押さえという部分について。

(総務)田中主幹

確かにこういう状況でございますから、取組期間も含めて財政健全化、これは最優先、最重要課題という形で、これらの項目に取り組むべき部分も数多くございます。ただ、行革も含めてそれだけではなくて、新たなサービスの充実ですとか、そういうものもございますので、お金はなくても知恵を出す部分で取り組んでいかなければなら

ない項目もございますので、そういうものも含めて両方意識しながら、3年間取り組んでいきたいと考えております。

佐々木（勝）委員

それで、ここに最後のところにある部分で、19の見直しを含めて第3次計画における目標といいますが、財政効果はいかほどになるのか。

（総務）田中主幹

今後、16、17、18、3年間の計画でございますけれども、今までも行革の部分では、市全体で全会計でという形になりますけれども、その3年間で効果が累積していくことになりますので、約83億円程度として目標額を一応考えております。

佐々木（勝）委員

総合計画第3次実施計画について

4ページにかかわるのですけれども、全体計画における押さえ方というか、これについては、数字上で言いますと第3次計画は348億8,777万7,702円でまず一つ押さえますね。先ほど4ページのところにかかわる部分の数字を並べているところで、冒頭にその数が出ているわけですが、これを昨年第2次のときはこの数字が幾らだったのか。聞き漏らしたのですが。

（企画）福井主幹

先ほどパーセンテージでしか申し上げてございませんけれども、第2次実施計画時の総事業費は551億2,900万円でした。それで、今回348億8,000万円で63.3パーセントということです。

佐々木（勝）委員

それから、計画推進に当たっての新しい3年間の主な事業の中に、はぐくみ文化プラン、ふれあい・安心、うるおい・快適と、こういうように羅列しておりますが、端的に言って、この3次計画の中で新たに実施する事業は。

（企画）福井主幹

第3次の新規事業についてでございますけれども、小中学校の校舎等の耐震診断だとか地域子ども教室の開催、重要文化財旧手宮鉄道施設の修復事業、それから保育所の入所委託化事業、そのほか休日保育事業とか地域住民グループ支援事業などがございます。

佐々木（勝）委員

それ、4ページのところに書いてありますけれども、(2)の「検討を必要とする主な施策事業の取扱いについて」と、こうなっています。それで、検討を必要とする主な施策事業、市立病院の統合、重要文化財旧手宮鉄道施設がありますね。後ろに「など」と書いてあります。この「など」という部分にほかに何があるのか。それとあわせて、今回の目標額から外してはいますが、それぞれの事業の額はわかりますか。

（企画）福井主幹

などというのはどういうものがあるかということでございますけれども、私ども、今、想定してございますのは、小学校の適正配置後の跡地利用というか、活用について、将来的にそういうことが検討する材料になるのではないかと考えてございます。

それと、事業費の件ですけれども、今言った病院の関係と鉄道施設の修復事業のことですが、市立病院の統合の関係で、病院などを新設するとすれば、病院から出ている基本構想では250億円ぐらいになっているかと思えます。それから、重要文化財の鉄道施設修復事業は今年調査をいたしますので、調査の結果でなければ事業費が恐らく算出できないだろうと聞いてございます。

佐々木（勝）委員

手宮線跡地の関係はこの事項には入らないのですか。

(企画) 福井主幹

旧手宮線跡地活用事業については、総合計画の取扱いとしては、第3次実施計画の取扱いとしては、休止の扱いにさせていただきます。

佐々木(勝)委員

組織機構の見直しについて

組織機構の関係で、次の2点について、企画部と教育委員会に聞きます。

企画部が企画政策室とありますが、室が変わることについて。

(総務) 田中主幹

今回の組織機構の見直しでございますけれども、部の統合、再編を含む全庁的な見直しという形で進めております。その中で部の統合、再編につきましては、企画部の方針の部分、機能的な行政運営を行うために企画の業務を整理しまして、例えばまちづくり部門は建設部に行きますけれども、そういう形をとった上で、総務部と統合する、そして企画政策室という形で併設いたしまして、政策部門全部を行うという形で、今回は総務部と企画部統合ということでありまして。

教育委員会につきましては、教育行政部門の集約化を図るという形で、学校教育と社会教育の部分を相互に関連づけて総合的な教育行政を行うという考え方で、今の学校教育部と社会教育部を統合して、教育部という形で統合するというので、16年度の見直しをしたという形になってございます。

佐々木(勝)委員

それで、本当に企画が今まで機能を果たしていたかという部分について見えない部分がある。今回、企画政策室ということになって、先ほどの部長が答えたように、全方位的な部分で言えば、社会教育含めて、総合的に調整しているのだという回答がありましたから、大いにこの企画政策室は機能を果たしていただきたいというふうに思います。

それから、教育部の関係でいきますと、長年課題になっている学社融合という押さえ方でいいのかどうか、この辺を、どう受止めをしているのか。

(学教) 総務課長

このたびの学校教育部と社会教育部の統合につきましては、先ほど来、担当主幹の方から申し上げますけれども、組織機構のスリム化とあわせまして、今、委員が言われたような学社融合、それから、これは前から言われておりますので、それらを一元化して、一部署の下で統合的に行政事務を執行していると、こういうことでございます。

佐々木(勝)委員

機能的にさせていくということがテーマであれば、いろいろな課題がありますけれども、そういうような形で調整していただきたいと思っております。

学校インフルエンザについて

一つ目には、予算特別委員会で通告しておいたのですが、積み残した部分がありましたので伺います。学校におけるインフルエンザの傾向というのは、どういう状況になっているのかということが気になります。それで、今年状況を教えてください。

(学教) 学務課長

インフルエンザということでございますけれども、私どもの方ではインフルエンザということではなくて、集団風邪という形で押さえてございます。今年状況につきましては、一番早いのが1月20日に集団風邪の発生が中学校でありました。そういう中であって、2月の頭が一番ピークでございます。現在までの状況につきましては、小学校においては24学級、り患者については393人という形になってございますし、中学校におきましては27学級と

ということで、り患者については555人という形で押さえてございます。

佐々木（勝）委員

今の学級数は、学級閉鎖を含めているということですか。

（学教）学務課長

学級閉鎖をした学級数ということでございます。

佐々木（勝）委員

昨年といたしますか、これまでの傾向と比べて、今年はどうだったのか。どういうふうになっていますか。

（学教）学務課長

昨年の傾向に比べますと、昨年度は、小学校においては37学級ということで、今年度より多うございました。り患者も697人という形になってございます。中学校においては小学校と逆でございまして、昨年度は15学級と、今年度は27学級ですから、今年は増えているという状況になってございます。り患者も、今年は555人に対して昨年は396人という状況で、中学校の方は増えていますけれども、小学校は減っているという状況でございます。

佐々木（勝）委員

そういうことで考えて老人に対するインフルエンザの予防みたいな何かをしていますけれども、増える部分はありますけれども、今年の置かれた状況から見て、昨年と比べてどう分析していますか、押さえていますか。

（学教）学務課長

分析というと非常に難しいのでございますけれども、ただ、教育委員会においては、毎年学校の方に、集団風邪の予防という形の中で、家へ帰ったら手洗いだとか、うがいをしなさいだとか、それから集団の中に入るべく入らないようにというような一般予防について、毎年文書等を出してございます。それからインフルエンザといいますか、そういうことに対する保護者のいろいろな媒体を通じて理解力が深まって、そういう中で、子どもに対する手洗いとか、うがいとか、それから、そういった表に行った後の集団の中に入るだとか、そういったことに留意をされた結果というふうには押さえてございます。

佐々木（勝）委員

先ほど乱れた子どもの様子も報告されましたけれども、これは今回の場合についても、鳥インフルエンザではないですけれども、インフルエンザは非常にゆゆしき問題です。そういうことで、気になっていた部分ですが、わかりました。

放課後児童クラブについて

二つ目には放課後児童クラブの関係です。今回報告がありましたけれども、まず新しい取組における児童クラブの申込状況を教えていただきたい。予算特別委員会のときには、3月3日現在の数字で示されているものですが、それから何日かたっていますけれども、変化がありますでしょうか。なければ、今、その押さえている数字を。

（社教）社会教育課長

本日提出させていただきました資料の3月3日時点でございますけれども、現在、まだ最終の集計中でございます。正確な数字は、今、お答えはできませんけれども、これよりは若干増えているという状況でございます。

佐々木（勝）委員

それで、新1年生の部分に関係するのですが、今年初めて、いわゆる4月1日から受入れ態勢をつくるということですね。私も現場でこの学童保育の関係については、学校に置かれているという現状が、いろいろな面で学校教育の部分に照らして、その活動にいろいろな面で影響してくるということで、やはり学校内にあった方がいいのではないかと提言してきました。それは学童保育の部分でいえば、一つは文部科学省管轄、4月1日から行うという前段で、それまで、いろいろな経過をたどりながら来ていると思うのですが、そもそも

スタートしたときの時点から言えば、開設するに当たってどんな経過をたどってきたのかわかりますか。

(社教)社会教育課長

かなり以前の経過だと私は承知しておりませんが、以前は、例えば5月から受け入れるとか、給食を開始してからとか、最近では、入学式を終えてから新1年生の受入れの経過があったと理解しております。

佐々木(勝)委員

それが4月1日から今回受け入れると。現実的には、まだ子どもは入学していないのですよね。入学、就学する前です。前の状態で1日から受け入れて入ってくるということが、新しい取組ということで、それに基づいて、新1年生はこれだけの人数にもうなっているというふうにはまず押さえますか。その辺どうなのですか。

(社教)社会教育課長

この資料の中にもございますように、新1年生は254名という形で申し込まれてございます。ただ、4月1日に入会をしたいという新1年生は、だいたい160名ぐらいと押さえてございます。

佐々木(勝)委員

そうだと思うのですが、この254名が全部1週間の間に条件付で来ているのではないかなということで、教育は難しいなというふうに思っておりますが、4月1日から1週間の間、送り迎えというか、条件付なわけでしょう。若干早いかなというふうに思っていたのだけれども、事前にこれだけのことができたのかなという。いろいろ協議したと思うのですけれども、ここに行き着くまでのいろいろな意見というのは、そういうことに関してのいろいろな協議といいますが、どういう意見がありましたか。

(社教)社会教育課長

従前までは入学式を終えてからの入会ということでございました。幼稚園や保育所を卒園、卒業する児童にとりましては、入学式までわずか1週間とはいえ、保護者の方が働いている間、子どもを預かる場所がないということで、保護者からは子どもの方には、何とか4月1日から児童クラブへ入会させてほしいという要望は従前からございました。4月1日では、入学式を終えていませんので、まだ学校の子どもではございません。したがって、この児童はクラスも決まっていないう、担任も決まっていないう状況でございます。そういった中で、この子どもたちの安全性をどう確保するのかという、大きな問題点はございました。

この中で学校と協議をいたしまして、やはりこれはまだ学校の児童ではないということもございまして、送り迎えは保護者又はそれに準じる方が、条件としてやっていただかないと、なかなか4月1日からは受入れは難しいのではないかとこの形の中で、学校等の理解をいろいろいただきまして、新年度から4月1日送り迎えということで、実施していきたいと思っております。

佐々木(勝)委員

いわゆる学童保育のサービスの期間という部分で、保護者からの要望も強いのだと。それで1週間といえども、これでスタートしているのですけれども、問題はありながら、そのままいつているのか、そういう課題になっている部分は解消したのか、多少なりとも課題があるのか、その辺のところの課題は何ですか。

(社教)社会教育課長

学校側との話し合いの中では、校長会等を通じて協議をいたしまして、ご理解をいただけたと思っております。現時点では、4月1日に入会ということに対して送り迎えという部分については、保護者の皆さんの理解をいただいていると思っておりますので、来年度、この新しい体制が始まった中で、また、いろいろな意見とか要望等が出てくると思っておりますので、その辺を踏まえながら、改めて実施をしていきたいと思っております。

佐々木(勝)委員

簡単に言えば、学校と、今回、教育部で、社会教育と学校教育と一応融合した形で、そういうあたりはもちろん学校教育とじゅうぶんな話し合いをした上での部分かなというふうには思うのですが、その辺はどうですか。

社会教育部長

お話のように、学校教育と社会教育とは一枚岩でなくはいけませんので、この辺についても、かなり校長会又はその事務局と綿密な打合せをさせていただいてございます。この中で当然学校も、保護者としてのご意見もありましたし、そういったものをどんどんクリアしていただいて、何とか実現に結びついたのだらうというふうに考えてございます。

佐々木（勝）委員

本来であれば、そこまで行き着くまでに相当な予算をかけて、時間をかけて条件整備をする中で進めていくと思うのだけれども、そういう面でじゅうぶんな協議をしたということであるから、そこのところはそういうようなことはなかったのかなと思うのだけれども、ややそういう面の困惑、多少なりともふじゅうぶんな状態が残ったままでは出発していると、そういうハレーションが起きてくるわけだから。急ぐあまりに詰めなければならないところもじゅうぶんに詰めがないままでいくということは、いかがなものかなと思っているのだけれども。

学校給食について

それから、パン食と米飯とめんの配食の観点で質問させていただきます。

現在、小樽では、パン食、米飯、めんの回数、1週間ではどういうふうになっていますか。

（学教）学校給食課長

学校給食の米飯とパンの提供でございますけれども、現在、1週当たりパンにつきましては2回、米飯につきましては2回、めんが1回の給食実施をしております。

佐々木（勝）委員

私が子どもがいたときから気になりながらいた問題で、全道的にパン食と米飯との関係、これは小樽と全道との比較があると思うのだけれども、小樽は米飯は2回、全道的な傾向としてはどのようになっていますか。

（学教）学校給食課長

米飯の実施回数でございますけれども、先ほど申しましたように、小樽市は週2回、道内の平均でございますけれども、週2.6回と聞いてございます。

佐々木（勝）委員

2.6回、平均よりも下回るということですね。全部全道並みにすればいいという問題ではなくて、これから小樽の場合、学校給食を考えるとといった場合に、どういう方向に持っていきたいと思っているのでしょうか。

（学教）学校給食課長

学校給食の米飯とパンの提供でございますけれども、具体的に申しますと、16年度の学校給食の内容など、給食運営につきましては、学校長、それと給食担当の先生、それとPTAから成ります学校給食運営協議会というのがございまして、その中に専門部会であります給食検討委員会というのがございます。その中で協議の結果、主食につきましては15年度と同様の回数としたものでございます。

それと、今後につきましても、学校給食運営協議会という団体がございますので、その団体の意向をじゅうぶんに尊重してまいりたいと考えております。

佐々木（勝）委員

消防について

今年に入ってから火災の件数、特徴、それに対する対策、そして問題提起しておいたのですけれども、小樽における火災予防の標語の取組について、どういうふうにされているか。

（消防）予防課長

まず、今年に入ってから火災の発生状況についてであります。3月15日現在、14件の火災が発生してございます。この件数は、昨年同期より3件ほど増加しております。内容につきましては、建物火災が9件。これは前年

と同数となっております。それから、車両火災が4件。これは昨年より2件ほど多くなっております。それから、これ以外にその他の火災というのがありまして、これが1件。これは、昨年はなかった火災が1件増えております。

原因につきましては、まだ大半が調査中でありまして、中には日常生活習慣の中のたばこだとか、若干こんななども介在しているものもございますが、詳しくは現在調査中でありまして、早急にこの辺も見解をはっきりして原因対策を考えたいと思っております。

それから、今年に入ってからの特徴といたしましては、特にこの建物火災の中の2件の火災で、3名の方が亡くなってございます。この亡くなった火災につきましても、詳細な現場検証、それから現場の焼けの状況なども調査したものであります。たばこ火など複数の要因が介在しているのですが、物的証拠が乏しくて、今のところはまだ原因を特定するまでには至っていない火災であります。ただ、ついせんだって3月4日に発生しました火災につきましては、就寝中で火災に気づくのが遅れて、逃げ遅れなどに至ったのが要因ではないかと考えてございます。

それから、防火標語についてでございますが、小樽市では、毎年発表されます全国統一の防火標語とあわせて、長年独自で考えております。「火の始末、お出かけ前と午後10時」という、これを小樽市独自で恒常的に使っている標語がございます。この標語につきましては、私たち火災予防啓発の中で、この標語の取扱いというのは非常に大きな役割を示しておりますので、やはり大きな効果のある標語というものは大事なかと、このように考えてございます。

それから、対策ということで先ほど一つ抜けておりますが、特に焼死事故、焼死火災といえますのは、私たちも重くとらえておりまして、2月22日から3月23日までの1か月間、これは高齢者世帯や独居老人宅などを対象に特別査察を実施してございました。この中で家庭訪問などを行い、火の取扱いや積雪寒冷時期の避難方法などを重点的に、火災予防の啓発活動を行っていたものであります。このたびの焼死火災の発生をとらえ、各職員に対しては防火啓発の強化を徹底したほか、出車業務や、夜間など、車両による火災防止の呼びかけを強く訴えているところでございます。

佐々木（勝）委員

標語については、新たないわゆるタイムリーな、北海道から新しい標語を募集して、キャッチフレーズで言えば、「火は消した？いつも心にきいてみて」という標語が出ていますけれども、そういうものを含めて、小樽でも標語募集をしてみてもいいかと提言したのですけれども。

（消防）予防課長

ただいまのご提案をいただきまして、私どもといたしましては、従前から使っております「火の始末、お出かけ前と午後10時」、これも長年使っておりますので、これも含めた中で、より効果のある標語といえますか、そういったものの作成を検討をしていきたいと考えてございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

上野委員

組織機構の見直しとまちづくりについて

組織機構の見直しで企画部の業務整理、まちづくり部門を建設部にというのがございました。そこで、今回、中央通が整備されて、きれいになりました。私も何回もあそこを通るのですけれども、どうもハードの面ではたいへんいいのですけれども、小樽市らしさの道路といえますが、何も無いというような、若干はありますけれども、独特な小樽の本当にメインでございますので、そういうものが生きていない。これははっきり言って、ハード面ではたいへんいいものがありますけれども、今後、まちづくりにおいて建設部の方にまちづくり部門を持っていくことでございますけれども、これは先ほど日本農産の跡に法務局の話もありまして、私もそのときに聞いたので

すけれども、合同庁舎があそこに見えるらしいようなことを言っていますけれども、それ本当かどうかわかりませんが、そういうことも含めて、中央通から港にかけての、今後、観光を含めたたいへん大きなあそこが、これからの小樽の開発で重要ポイントを占めているのでございます。やはりまちづくりというのはハードも大事でございすけれども、ソフトがきちんとしなければ小樽らしいまちづくりはできないと思うのですけれども、この辺につきまして、総務部か企画部か、お願いいたします。

企画部長

今、中央通も含めた現場を重点的にやるという考え方を持っておられたのですけれども、今回の組織・機構の見直しでは、よく企画部にはまちづくりだと言って何でも来るのです。いわゆるきっかけになる話がすべて来る。それがまちづくりという視点の中で、それを、言葉は語弊がありますがけれども、さい配を振るって、これはどの課とどの課とどの課を集めてどうするのかという、こういう調整というものを企画調整というところでやってきたと。これからまちづくり推進室というのができて、どういうふうに、そこでどういうことになるかという、やはりハード面にかかわるものについては、主にそこで調整をしていくと。人的な部分として、マンパワーとしてまちづくりをいろいろ考えていらっしゃる方々というのが、小樽市の政策にかかわっているいろいろな提言なりをされてこられる団体等々の関係については、将来的にも、この企画政策室が一つの窓口となって、物の考え方の整理をしていくということになるかと思います。

例えば、今、この中央通の部分については、ハード面の道路整備については北海道が基本的にやったわけですがけれども、ああいうまち並みも含めてつくっていくというのは、地域の中でそういった委員会をつくりながら、いろいろな要望なりを聞きながらつくってきたというようにお聞きをしていますし、今の港の日本農産跡地も含めた第3号ふ頭基部の開発をどのようにやっていくのかと。これはやはりハード面の議論だけではなくて、将来的にまちをどういうふうにつくっていくかという物の考え方の部分で極めて重要なところでございますので、先般からやっております都市再生モデル事業の中で、一定程度まちづくり懇談会なりをやって、いろいろな提言もこれからいただくような格好で進んでいこうと思っておりますので、そういったものも一定程度これからのまちづくりに生かしながら進めていくと、こういったことが大事なことかなと考えてございます。

上野委員

私が今、質問した答えを部長はきちんと言ってくれましたけれども、この実現、16年度からそうなりますので、やはりどうも建設部となると、おかたいというか、特に小樽の場合は、建設部も土木部も技術者が北海道でも一番多いのですよ。こういう都市はないのです。そういう技術者がきちんとした方が多いので、そこだけでいけないように、本当に先ほど部長が言ったように、特に小樽はソフトの面がなければ小樽のまちづくりはなくなりますので、その辺をじゅうにぶんに留意して、新しい機構に期待しております。

国旗・国歌について

次に、教育委員会。先ほどの横田委員の続きになりますけれども、先ほどの15日の中学校の卒業式で、私が行った学校のことを説明させていただきます。

私、9時45分に、ある中学校の卒業式に行きました。50分ごろに校長が部屋で来賓のところへ、ただいまから卒業式の説明をいたしますと、いろいろな方がいますので少し言いつらいですけれどもということは、前段で言いました。国旗は壇上に掲げております。これはだいぶ進歩しました。四、五年前は、国旗を教頭が、校長室から抱えて壇上まで行きましたけれども、これは改善されたのです。表には、国旗は掲げておりませんでした。そして、国歌につきましては、子どもたちに国歌を指導していませんので、歌わないと思います。一応音楽を教頭が流しますからと、そういう報告をいただきまして、体育館に行きました。国旗は、壇上に三脚で掲げておりました。後ろから見たら、それが国旗だかわからない状況で置いていただけです。けれども、置いたことは間違いありません。国歌の斉唱になりました。教頭の「起立」はありません。先ほど横田委員が行ったところは、「起立」と言っ

た。私が行ったところは、起立という声はかかりません。起立という言葉がございませんので、来賓と父母も立ちません。私たち来賓、私もそのPTA会長をやっていたので、後ろの方で座って、立ちました。歌がかかりました。残念ながら歌詞は入っていません。そして、私も声の大きい方で歌が好きでございますので、国歌を大きな声で、体育館に響くように歌いました。小さな音でございますので、自分が歌うと、その伴奏は聞こえてきません。そこまで私は一応出席いたしました。これが私は小樽の実態だと思います。若干差はございますけれども、先ほど指導室長が言ったように100パーセント、何が100パーセントかというのが、その実態でございます。これをまた、答えをいただいても、なかなか答えてもらえるのか、一応それが実態であると認めてもらえるかもらえないか、ちょっとお願いします。

(学教)指導室長

今、委員が出席なさったということでございますが、それぞれの学校、それぞれの実態があらうかなと思ってございます。そのことについては、私どもは、校長にも話を伺ってまいりたいとは思ってございます。

実は、このような国旗・国歌が全校実施というのは、2年連続でございます。数年前には、会場で国歌が流れていない状況もあったやに思います。そういう中から改善が進んでいるものと思っておりますし、また、その過程においては校長などが、本当に粘り強い努力を重ねていただいている、その成果だと受け止めておりますし、先ほども答弁させていただきましたが、今後もさらに改善をしてみたいという気持ちであります。

上野委員

たいへん力強い見解でございますので、しつこく言うようですけれども、あのような国歌でしたら私は歌わない、かけなくてもいいと。本当に生徒はどう思っているかはわかりません。国歌は何かということも、きっと認識していないだろう。それだったら、もういっそ私はやめなさいと言った方がいいのではないかというような、これは極端な意見でございますけれども、やはりそのぐらいの、これが100パーセント実施されているという、私は根拠は完全に失っているのではないかと思う次第でございます。

教職員組合の加入率について

先般、予算特別委員会の総括で、私は小樽の教職員組合の加入率を聞いたのですけれども、お答えできないというふうにいただいて、資料がないということです。私もその後いろいろ調べさせていただいて、今、全国的には、日教組の加盟率は30.4パーセント、3割なのです。そして、北海道においては約55パーセントぐらいでございます。小樽の実態というのは、いろいろな説がございます。90パーセントぐらいあるのではないかなとか、また80パーセントぐらいかなと。けれども、60パーセントとか59パーセントという実態はございません。やはり小樽は全道的にもトップクラスであり、そうなる全国でもトップだと。私が総括のときに道德問題、そして教頭問題、いろいろ質問したその背景には、この教職員組合との相関関係があるのではないかということで、私は質問したのでございます。これもなかなか答えづらいと思いますけれども、難しいと思いますけれども、もし感想でもございましたらお願いいたします。

(学教)総務課長

確かに、予算特別委員会の総括のときに、上野委員から、組合の加入率について質問をいただきまして、その後、我々も聞いてみました。恐らく90パーセント台ではないだろうかという話が、今般いろいろの人に聞いた結果、そういうような話は聞いております。ただ、実態は前にも答弁申し上げましたように、個々の先生がどういう状況だというのはわからないものですから、正確な数字はやはりわからないと、これが事実でございます。そういうことでご理解いただきたいと思います。

上野委員

やはり先ほど何点か、皆さんから教育の問題が出ております。私はたいへん大事なことだと思います。これから子どもたちの成長を願うためには、最低限度教育の場でお教え願うのが、家庭教育ももちろん大事でございますが、

1日に6時間、7時間、8時間、いろいろ学校教育が一番の重点項目だと思いますので、我々議員としても、市民としても、教育委員会の方たちと力を合わせて、全国に誇れる小樽の教育というものを実証したいと思っているのは、これは市民の願いだと思いますので、そういうことも含めてよろしく願いいたします。

学校教育部と社会教育部の統合について

それから、教育委員会の学校教育部と社会教育部が一緒になって教育部ができる、私も去年ここに対してちょっと不満の質問をいたしましたけれども、今、小樽には本当に大変な学校教育の実態があるわけでございますので、果たしてそこに統合してきちんとできるのだろうか。特に小樽は、文化面でもほかの都市よりはいろいろな施設を持っていて、これも美術館、博物館、文学館と北海道のトップクラスの文化施設をやっていたらなければならない、これから推進しなければならない現況におきまして、二つが統合して、本当に教育長を筆頭に大変な業務が待っているといますので、それについて16年度のこの統合について、ご所見をお聞きします。

教育長

先日、教育委員会の改組という質問がございました。それは、そのときにもお話し申し上げたのですが、市長部局の中に、生涯学習にかかわる、あるいは文化にかかわる、教育にかかわる、そういう関連のある部局が存在しておりますので、それを中央教育審議会の中で研究をしてもらうということで、この4月から市の分科会が発足いたしました。しかし、そういう流れとは違った形で、教育部という形で学校教育部と社会教育部が一緒になりました。そこで一番求められるのは、一緒になったということで、連携して、お互いによいところを出し合って仕事をしていくと、こういうことでございますので、産みの苦しみの中でいろいろ余曲折はあろうかと思っておりますけれども、子どもたちのため、教職員のため、市民のために努力してまいりたいと考えております。

上野委員

どうぞ本当に大変な時期でございますので、今回、部長が2人いて、連携をとってやっていたのですけれども、16年度からは残念ですけれども、部長は教育部長というのが1人になって、本当に大変な時期に大変なことになるのだなと私も感じておりますので、今、教育長も言ったように、部長1人、両部門もきちんと推進できることをお願いいたしますして、私の質問を終わります。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時34分

再開 午後6時00分

委員長

会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

菊池委員

議案第30号、議案第49号に反対、議案第53号に賛成、陳情第23号については採択の討論をいたします。

議案第30号、この条例案の基となりました公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律では、派遣先の対象団体の規定が、「その業務の全部又は一部が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有する団体」と抽象的な条文になっています。

この法案は、第三セクター等への自治体職員の派遣が、地方公務員法第35条に規定する職務専念義務に違反するとの指摘を受けたという背景の下、提案されたものです。この違反するとの指摘を受けるべく趣旨を尊重するとい

うのなら、派遣そのものを見直す、あるいは派遣の要件を派遣先の業務が地方公共団体の業務と同一視できる場合になどに限定すべきでありました。

今、全国的には、第三セクターの経営破たんが問題化し、自治体の財政あるいは人的支援の見直しが求められているところです。今後、この法律によって新たな営利法人への職員派遣が拡大されないとも限りません。その実態を招かないためにも、この条例の設置には反対するものです。

議案第49号についてですが、設置目的を遂行するためにも、きちんと館長を配置していただきたいと思います。

議案第53号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案ですが、提案説明でも述べましたが、核を積んだ艦船あるいは積んでいると疑いのある艦船については受け入れないという自治体のその態度こそが、核廃絶への貴重な一歩になる、その観点でぜひ実現したいと考えるのものです。

また、陳情第23号については、願意妥当と考え、採択を主張し、討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第53号について採決いたします。

可決と決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第23号について採決いたします。

継続審査と決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、議案第30号及び第49号について、一括採決いたします。

可決と決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

お諮りいたします。議案は可決と、所管事項の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。